

川根本町こども計画

令和7年3月
川 根 本 町

目次

第1章 計画策定の目的と考え方.....	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格と位置づけ.....	2
第3節 計画の対象.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 S D G sに対応した計画推進.....	4
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境.....	5
第1節 統計データにみる現状.....	5
第2節 アンケート調査にみる現状.....	14
第3章 計画の基本的な考え方.....	36
第1節 基本理念.....	36
第2節 基本目標.....	37
第3節 施策の体系.....	38
第4章 推進施策.....	40
第1節 こども・子育て支援サービスの充実.....	40
第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	47
第3節 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援.....	49
第4節 子育てができる環境づくり.....	53
第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策.....	56
第1節 教育・保育提供区域について.....	56
第2節 こども数の推計.....	57
第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	58
第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等.....	63
第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供.....	73
第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	73
第6章 計画の推進.....	74
第1節 推進体制.....	74
第2節 計画の点検・評価.....	74
資料.....	75
川根本町保健、福祉サービス推進協議会委員名簿.....	75
川根本町保健、福祉サービス推進協議会本部会委員名簿.....	75

第1章 計画策定の目的と考え方

第1節 計画策定の背景及び趣旨

近年の我が国のこども施策は、「次世代育成支援対策推進法」（平成17年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成27年施行）に基づいた子育て支援施策を中心に、こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に対応するため、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策等に関する様々な法令が施行され、それぞれに基づいた取組が行われてきました。

一方で、全国的に少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていない状態であり、少子化は今後の社会の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題となっています。

そのような中で令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。さらに、「こども基本法」の施行と同時に、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていたこどもに関する福祉行政を一元的に取り組み司令塔として「こども家庭庁」が発足しています。

当町においては、平成18年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「川根本町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度のもと（第1期）川根本町子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども・子育て支援策を推進してきました。また、その間にも、川根本町の未来を担うこどもたちが大きな夢をもち、生き生きと輝き育つまわづくりの実現のため、少子化やこども・子育てを取り巻く環境の変化に合わせた様々な施策を展開してきました。

この度施行された「こども基本法」では、こどもを取り巻く各計画を市町村子ども計画として一体的に策定することが可能となっています。当町においても、「こども」は町の宝であることに加え、少子化対策、こども・子育て施策の充実に全庁をあげて一元的に取り組むため、また、「第2期川根本町子ども・子育て支援事業計画」の終期が令和6年度であることから、新たに令和7年度を始期とする「川根本町子ども計画」として一体的に策定することとなりました。

「川根本町子ども計画」では、これまでの実績や課題を整理するとともに、結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な課題の解決に向けて、切れ目なく幅広い支援を展開していきます。また、「こども・若者は、社会をともにつくる権利主体である」ということを再確認し、こども・若者とともに社会をつくるという認識のもと、こども・若者が自分の意見を述べることもできる場や機会をつくり、意見をもつための様々な支援を行い、主体的に地域や社会づくりに参画する機会をなくさないことが重要です。一方で、大人は、自らの考えやこれまでの慣習を一方的に押し付けることなく、こども・若者を一人の人として対等な立場で意見を聴き、尊重する姿勢が大切です。

すべてのこども・若者が個人として尊重され、必要に応じて地域や社会全体から支援を受けられる環境を整え、自分の意見や考え、希望をもち、周囲と支え合いながら成長し、身体的、精神的、社会的に自分らしく幸せに生きていける川根本町を実現するために本計画を策定します。

第2節 計画の性格と位置づけ

この計画は「こども基本法」第10条第2項に基づき、以下の計画を一体的に策定したものです。

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項の規定に基づく「自立促進計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困解消計画」

＜こども基本法 第10条 第2項＞

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

＜子ども・子育て支援法 第61条 第1項＞

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

＜母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条 第1項＞

都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

＜子ども・若者育成支援推進法 第9条 第2項＞

市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

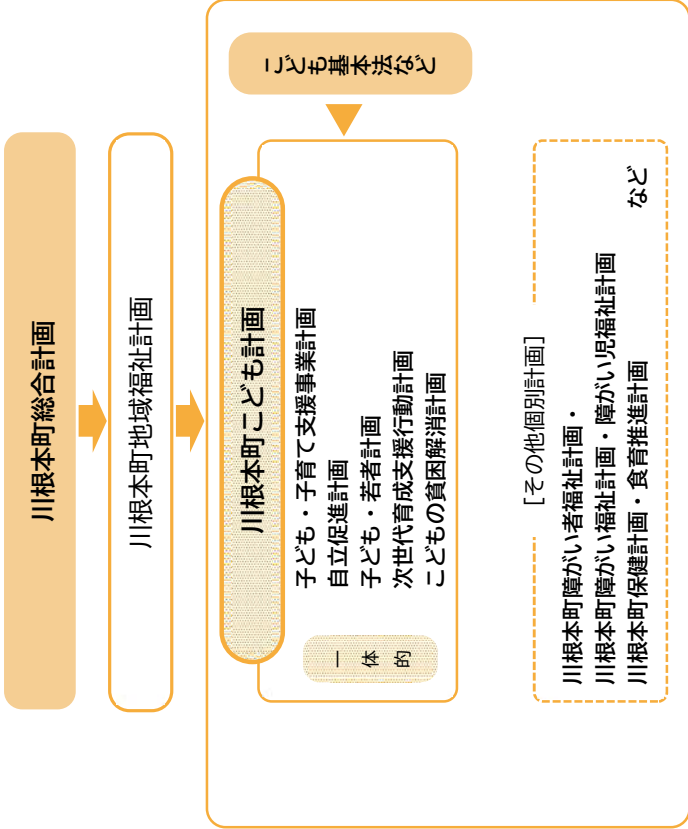
＜次世代育成支援対策推進法 第8条 第1項＞

市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

<こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条 第2項>

市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

<関連図>



第3節 計画の対象

こども、こどもの親、若者を取り巻くすべての構成員を対象とし、さらに国の「こども基本法」において、「こども」は、心身の発達過程にある者をいい、一定の年齢で上限を定めないとされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないとします。

第4節 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
なお、本計画は令和11年度中に見直しを行い、令和12年度を初年度とする第2期計画を策定する予定ですが、本計画における施策が社会情勢の変化の中で効果的に実現するよう、計画期間中においては進捗状況を管理・検証し、必要と判断される場合には見直しを行うこととします。

<計画の期間>

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期子ども・子育て支援事業計画 (令和2年度～令和6年度)							
		川根本町こども計画 (令和7年度～令和11年度)					
						見直し	次期計画

第5節 SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く環境

第1節 統計データにみる現状

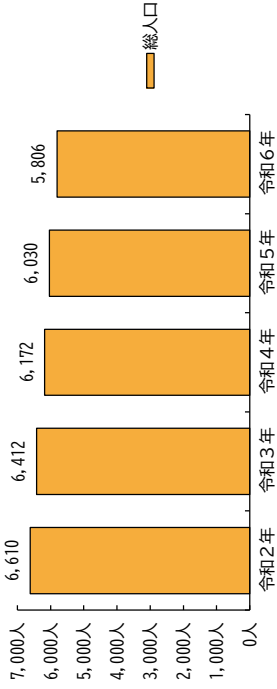
(1) 人口の動向

①人口

令和6年4月1日現在、川根本町の総人口は5,806人となっており、令和2年以降は減少傾向にあります。

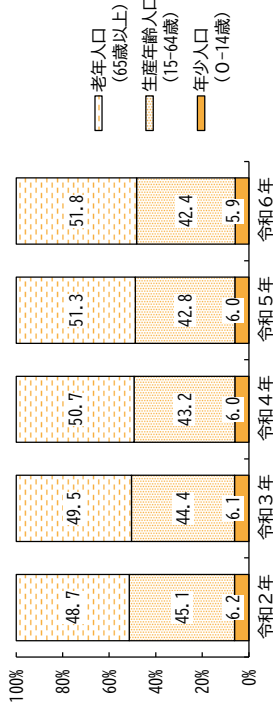
年齢3区分別人口割合の推移をみると、令和2年以降はおおむね横ばいで推移し、大きな比率の変化はみられません。

<総人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<年齢3区分別人口割合の推移>

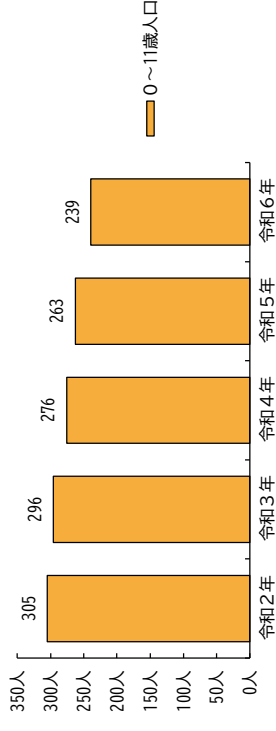


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②0～11歳人口

0～11歳人口の推移をみると、令和6年で239人となり、令和2年以降、減少傾向にあります。

<0～11歳人口の推移>

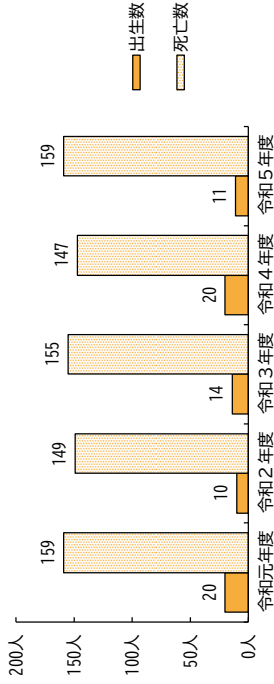


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③自然動態と社会動態

自然動態の推移をみると、令和元年度以降、死亡数が出生数を上回り自然減となっています。

<自然動態の推移>



資料：税務住民課資料

(2) 子育て支援サービスの状況

①保育園の状況

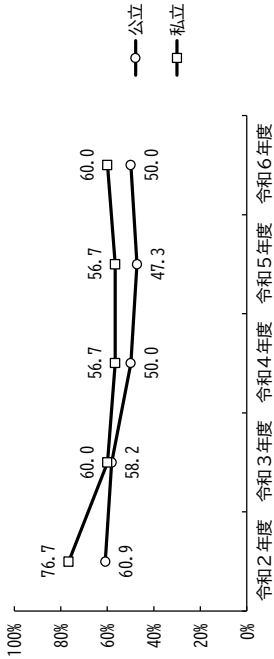
保育園数は、公立保育園が2件、私立保育園が1件です。
公立保育園・私立保育園の就園率はともに令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度においては、公立保育園では50.0%、私立保育園では60.0%となっています。

<保育所園数・児童数の推移>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公立	保育園数(園)	2	2	2	2	2
	認可定員数(人)	110	110	110	110	110
	在園児童数(人)	67	64	55	52	55
	就園率(%)	60.9	58.2	50.0	47.3	50.0
私立	保育園数(園)	1	1	1	1	1
	認可定員数(人)	30	30	30	30	30
	在園児童数(人)	23	18	17	17	18
	就園率(%)	76.7	60.0	56.7	56.7	60.0

資料：健康福祉課資料(各年4月1日現在)

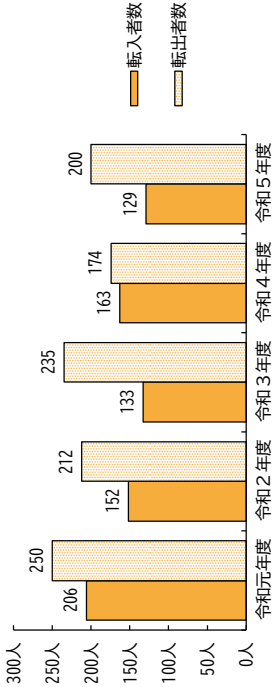
<保育園の就園率の推移>



資料：健康福祉課資料(各年4月1日現在)

社会動態の推移をみると、令和元年度以降、転入者数が転入者数を上回り社会減となっています。

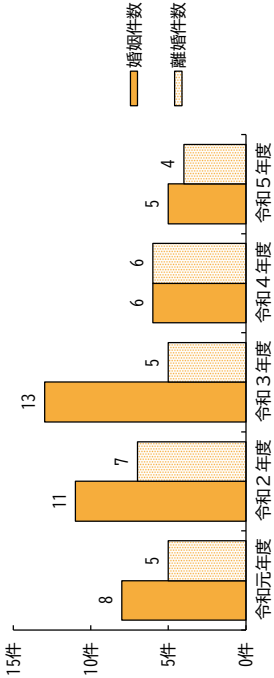
<社会動態の推移>



資料：税務住民課資料

婚姻・離婚件数の推移をみると、令和元年度以降は婚姻件数が離婚件数をおおむね上回って推移しています。

<婚姻・離婚件数の推移>



資料：税務住民課資料(戸籍受理簿より)

令和6年度においては、乳児保育、休日保育、一時保育は3箇所、外国人児童保育は1箇所の保育園で実施されています。

＜特別保育等利用の推移＞

		単位：上段（箇所）、下段（人）					
乳児保育	実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実利用者数	3	3	3	3	3	
延長保育 （18時以降）	実施箇所数	27	29	23	18	23	
	実利用者数	0	0	0	0	0	
休日保育	実施箇所数	0	0	0	0	0	
	実利用者数	3	3	3	3	3	
一時保育	実施箇所数	0	6	5	5	4	
	実利用者数	3	3	3	3	3	
障がい児保育	実施箇所数	11	19	8	14	4	
	実利用者数	2	1	1	1	0	
外国人児童保育	実施箇所数	4	2	2	2	0	
	実利用者数	0	1	1	2	1	
特定保育	実施箇所数	0	1	1	3	2	
	実利用者数	0	0	0	0	0	
病後児保育	実施箇所数	0	0	0	0	0	
	実利用者数	0	0	0	0	0	

資料：担当課実績（10月1日現在）

＜令和6年度の乳児保育の状況＞

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	3歳未満児の受入れ	6
三ツ星保育園		9
徳山聖母保育園		8

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

＜令和6年度の休日保育の状況＞

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	ゴールデンウィークや春期の繁忙期に 家庭で保育に欠ける児童を保育する	3
三ツ星保育園		2
徳山聖母保育園		1

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

＜令和6年度の一時的保育の状況＞

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
桜保育園	一時的に保育に欠ける児童を保育する	4
三ツ星保育園		3
徳山聖母保育園		2

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

＜令和6年度の外国人児童保育の状況＞

保育所名	具体的実施内容	実利用者数（人）
徳山聖母保育園	日本語の理解が難しい保護者へは、 園からの連絡を日本語のわかる親族の 協力を得るなどし、個別に行っている ※利用児童は、日本語の理解はできている	2

資料：福祉行政報告例（4月1日現在）

②地域子育て支援センターの状況

川根本町には、地域子育て支援センターが2箇所あります。

＜地域子育て支援センターの状況＞

施設名	所在地	開設日時
ひだまり	川根本町元藤川201-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00
こもれび	川根本町地名637-1	火曜日～土曜日 9：00～16：00

資料：健康福祉課資料（令和6年4月1日現在）

③家庭児童相談の状況

家庭児童相談の相談内容別相談件数の推移をみると、令和5年度においては、家族関係・その他の相談が各1件となっています。

＜家庭児童相談の相談内容別相談件数（重複あり）の推移＞

	令和元年度					単位：（件）	
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
性格・生活習慣等	0	0	0	0	0		0
知能・言語	0	0	0	0	0		0
学校生活	0	1	2	0	0		0
家族関係	0	0	0	0	0		0
心身障がい	0	3	3	0	0		0
非行	0	0	0	0	1		1
環境福祉	0	0	0	0	0		0
その他	0	0	3	2	1		1
合計	0	4	8	2	2		2

資料：福祉行政報告例

④虐待通報の状況

虐待通報件数の推移をみると、令和2年度以降、通告件数が1件以上、相談件数も令和3年度以降が1件以上の件数があります。

＜虐待通報件数の推移＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通告件数	0	1	1	2	1
非該当件数	0	0	0	0	0
実件数	0	1	1	2	1
相談件数	0	0	1	2	1

単位：(件)

資料：福祉行政報告例

⑤民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員数と相談件数の推移をみると、令和元年度以降、民生委員・児童委員による相談件数は報告されていません。

民生委員・児童委員数は、令和5年度で30人、1人あたり担当世帯数は91世帯となっています。

＜民生委員・児童委員数と相談件数の推移＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員・児童委員による 相談件数 (件)	0	0	0	0	0
民生委員・児童委員数 (人)	36	36	36	36	30
男性委員数 (人)	13	13	13	13	13
女性委員数 (人)	23	23	23	23	17
1人あたり担当世帯数 (世帯)	80	80	79	77	91

資料：健康福祉課資料 (各年4月1日現在)

⑥放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは令和6年度には2箇所で開催しており、在籍者数は79人となっています。

＜放課後児童クラブの推移＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所 (箇所)	2	2	2	2	2
在籍者数	91	93	94	94	79
中央小学校	26	29	24		
中川根第一小学校	17	21	25		
中川根南部小学校	19	18	16		
三ツ星学園 (令和5年度は三ツ星小学校)				73	60
光の森学園 (令和5年度まで本川根小学校)	29	25	29	21	19

単位：(人)

資料：健康福祉課資料 (令和5年度までは、各年度末時点。令和6年度のみ8月末時点)

＜放課後児童クラブの実施状況＞

クラブ名	障がい児 受入可否	開館日時	長期休暇時の対応	放課後児童 指導員(人)
中川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	3
本川根児童クラブ	可	下校時刻から18:00	8:00から18:00	2

資料：健康福祉課資料 (令和6年4月1日現在)

⑦幼稚園の状況

幼稚園は、私立幼稚園が1件ありますが、令和5年度から休園となっています。

＜幼稚園数・幼稚園児数の推移＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数 (園)	1	1	1	1	1
認可定員数 (人)	70	70	70	70	70
在園児童数 (人)	5	4	2	0	0
就園率 (%)	7.1	5.7	2.9	0.0	0.0

資料：健康福祉課資料 (4月1日現在)

⑧小学校・中学校・義務教育学校の状況

令和6年度から、これまでの小学校と中学校がひとつの学校となり、9年間の系統的な教育課程を行う義務教育学校となりました。

児童・生徒数の推移をみると、令和6年度で248人となっており、令和2年度以降、減少傾向にあります。

<学校数・児童・生徒数の推移>

学校数・児童・生徒数の推移＞						単位：(人)	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	小学校数(校)	4	4	4	2		
	中学校数(校)	2	2	2	2		
	義務教育学校数(校)						2
小学生 (前期課程)	1年生	23	30	23	24	16	
	2年生	30	23	28	21	26	
	3年生	37	32	22	28	21	
	4年生	39	37	32	25	27	
	5年生	28	39	36	32	26	
	6年生	31	27	39	37	32	
中学生 (後期課程)	7年生	38	29	26	39	35	
	8年生	25	38	28	27	38	
	9年生	38	25	39	28	27	
合計		289	280	273	261	248	

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

⑨学校の状況

不登校・いじめの件数の推移をみると、令和5年度においては、小学校の不登校が4人、中学校の不登校が5人報告されています。また、小学校のいじめが3件報告されています。

<不登校・いじめの件数の推移>

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	不登校（人）	0	0	2	0	4
	いじめ（件）	0	0	3	2	3
中学校	不登校（人）	4	2	2	1	5
	いじめ（件）	0	0	0	0	0

資料：教育総務課資料（令和6年9月17日現在）

第2節 アンケート調査にみる現状

(1) 調査概要

①調査対象

- 就学前児童保護者：川根本町内在住の就学前児童をもつ保護者
- 小学校児童保護者：川根本町内在住の小学校児童をもつ保護者
- 小学生：川根本町内在住の小学校5・6年生児童
- 中学生：川根本町内在住の中学生
- 高校生：川根本町内在住の高校生及び県立川根高校に通う高校生
- 子ども・若者：川根本町内在住の18歳～39歳

②調査方法

- 就学前児童保護者：郵送配布・郵送回収
- 小学校児童保護者：施設配布・施設回収
- 小学生・中学生：施設配布・施設回収
- 高校生：郵送配布、施設配布・郵送回収、WEB回答
- 子ども・若者：郵送配布・郵送回収、WEB回答

③調査期間

- 就学前児童保護者：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 小学校児童保護者：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 小学生・中学生：令和6年2月5日（月）～令和6年2月22日（木）
- 高校生：令和6年1月30日（火）～令和6年2月22日（木）
- 子ども・若者：令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月）

④回収状況

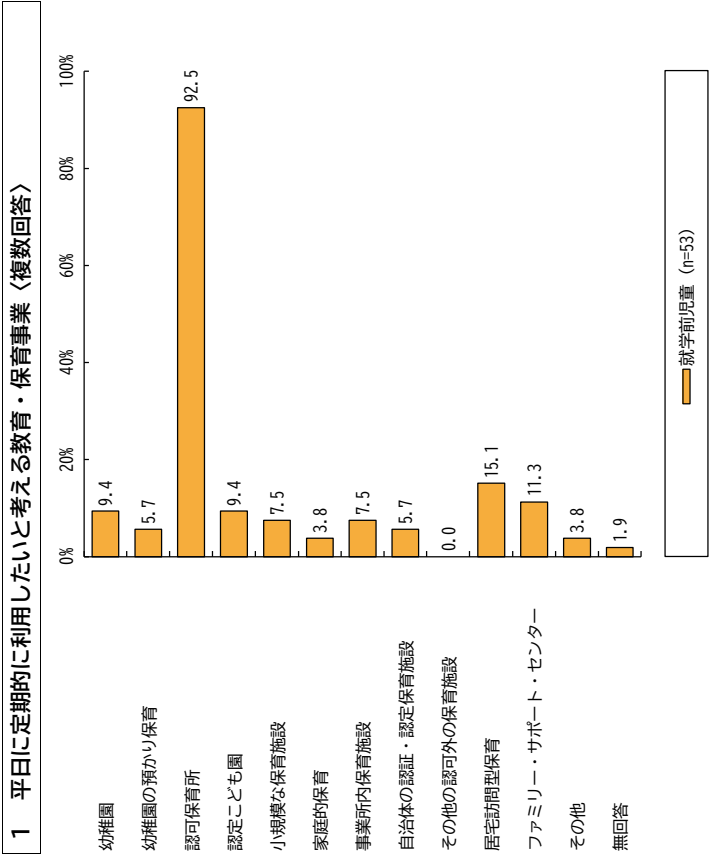
	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	76	53	53	69.7%
小学校児童保護者	91	72	72	79.1%
小学生	69	60	60	87.0%
中学生	96	89	89	92.7%
高校生	149	108	108	72.5%
子ども・若者	733	170	169	23.1%

※有効回収数とは、回収数から白票などの無効票を除いた数

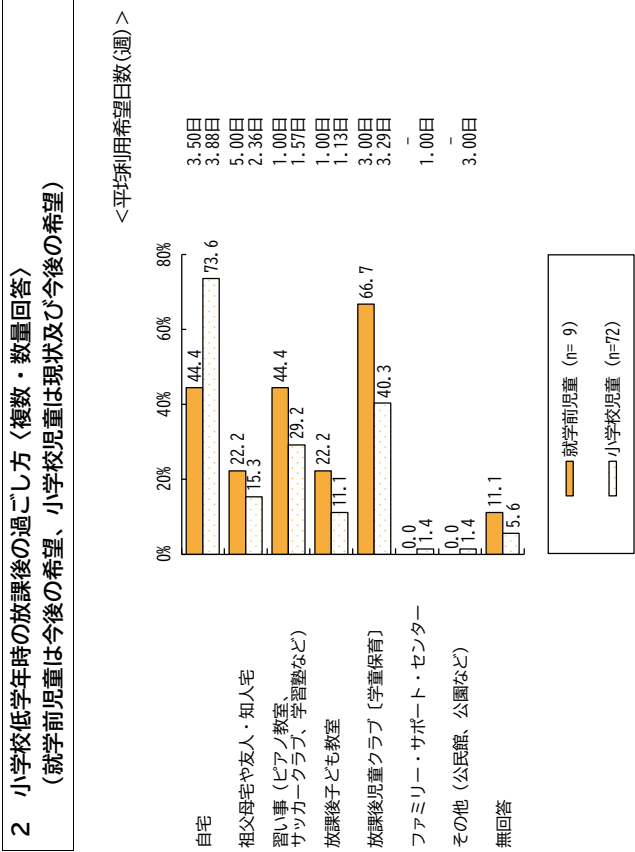
⑤結果を見る際の注意点

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

(2) 調査結果【就学前児童保護者・小学校児童保護者】

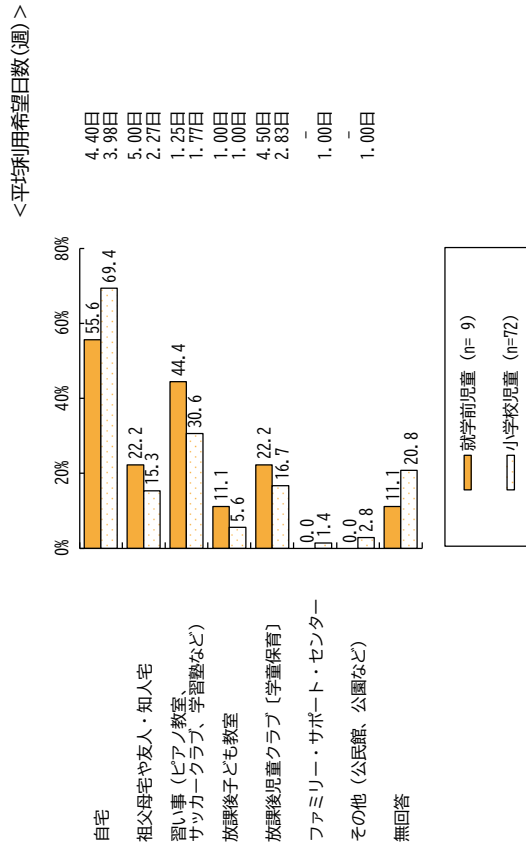


「認可保育所」が92.5%と最も多く、次いで「居宅訪問型保育」が15.1%、「ファミリー・サポート・センター」が11.3%などとなっています。



就学前児童保護者では、「放課後児童クラブ [学童保育]」が66.7%と最も多く、次いで「自宅」、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が44.4%、「祖父母や友人・知人宅」、「放課後子ども教室」が22.2%などとなっています。
小学校児童保護者では、「自宅」が73.6%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ [学童保育]」が40.3%、「習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が29.2%などとなっています。

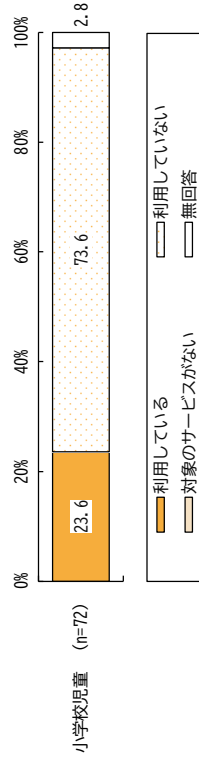
3 小学校高学年時の放課後の過ごし方（複数・数量回答）



就学前児童保護者では、「自宅」が55.6%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が44.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ（児童保育）」が22.2%などとなっています。

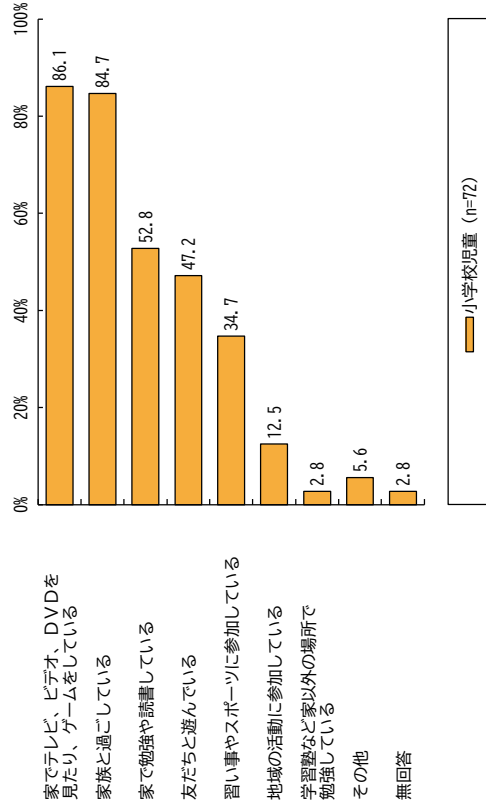
小学校教育者では、「自宅」が69.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が30.6%、「放課後児童クラブ（児童保育）」が16.7%などとなっている。

4 放課後子ども教室の利用状況〈単数回答〉



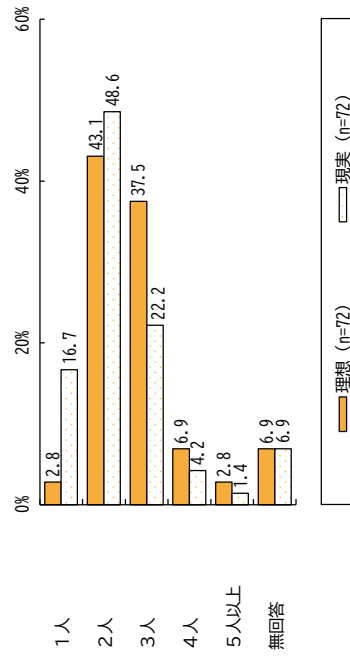
「利用している」が23.6%、「利用していない」が73.6%となっています。

5 こどもは学校が休みの日は何をしているか〈複数回答〉



「家でテレビ、ビデオ、DVDを見たり、ゲームをしている」が86.1%と最も多く、次いで「家族と過ごしている」が84.7%、「家で勉強や読書している」が52.8%などとなっています。

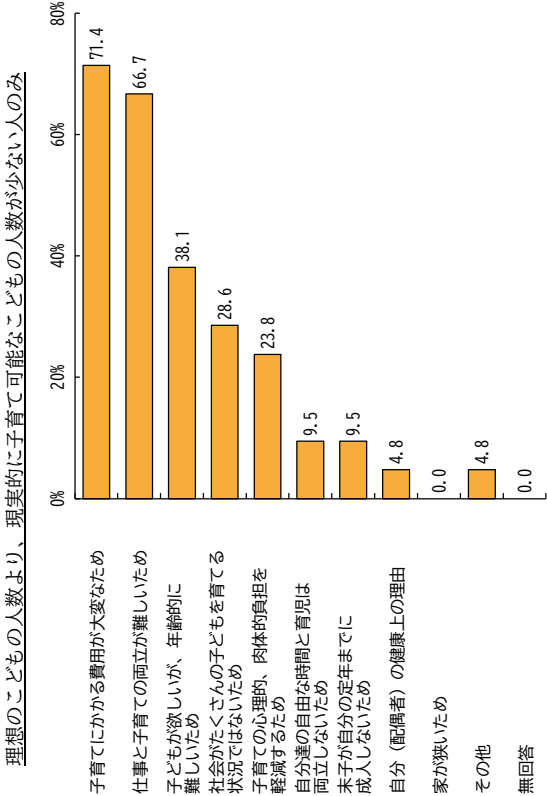
6 理想のこどもの人数・現実的に子育て可能なこどもの人数〈数量回答〉



理想では、「2人」が43.1%と最も多く、次いで「3人」が37.5%、「4人」が6.9%などとなっています。

現実では、「2人」が48.6%と最も多く、次いで「3人」が22.2%、「1人」が16.7%などとなっています。

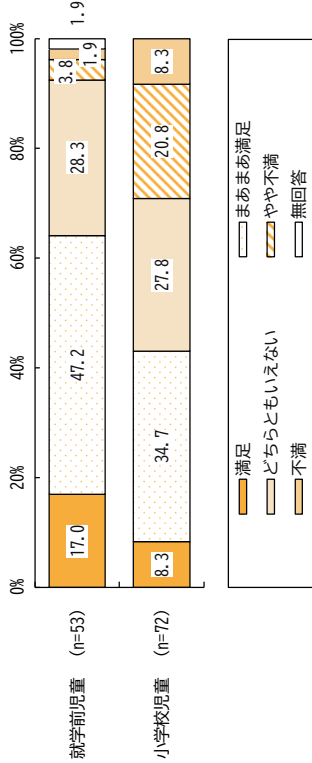
7 理想よりも現実的に子育て可能なこどもの人数が少ない理由〈複数回答〉



小学校児童 (n=21)

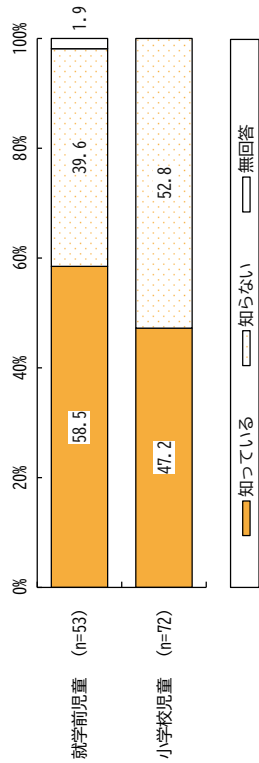
「子育てにかかる費用が大変なため」が71.4%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいため」が66.7%、「子どもが欲しいが、年齢的に難しいため」が38.1%などとなっています。

8 川根本町における子育て環境や支援の満足度〈単数回答〉



就学前児童保護者では、「まあまあ満足」が47.2%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が28.3%、「満足」が17.0%などとなっています。
小学校児童保護者では、「まあまあ満足」が34.7%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27.8%、「やや不満」が20.8%などとなっています。

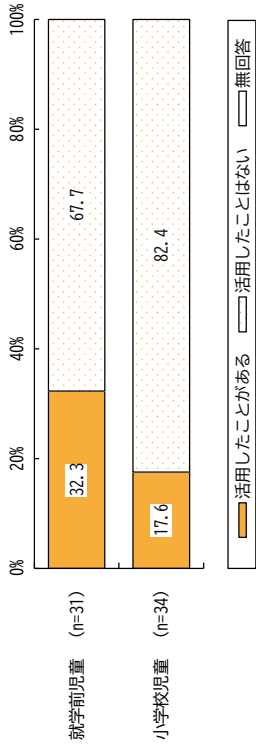
9 『親子でお出かけ公園マップ』のホームページの認知〈単数回答〉



就学前児童保護者では、「知っている」が58.5%、「知らない」が39.6%となっています。
小学校児童保護者では、「知っている」が47.2%、「知らない」が52.8%となっています。

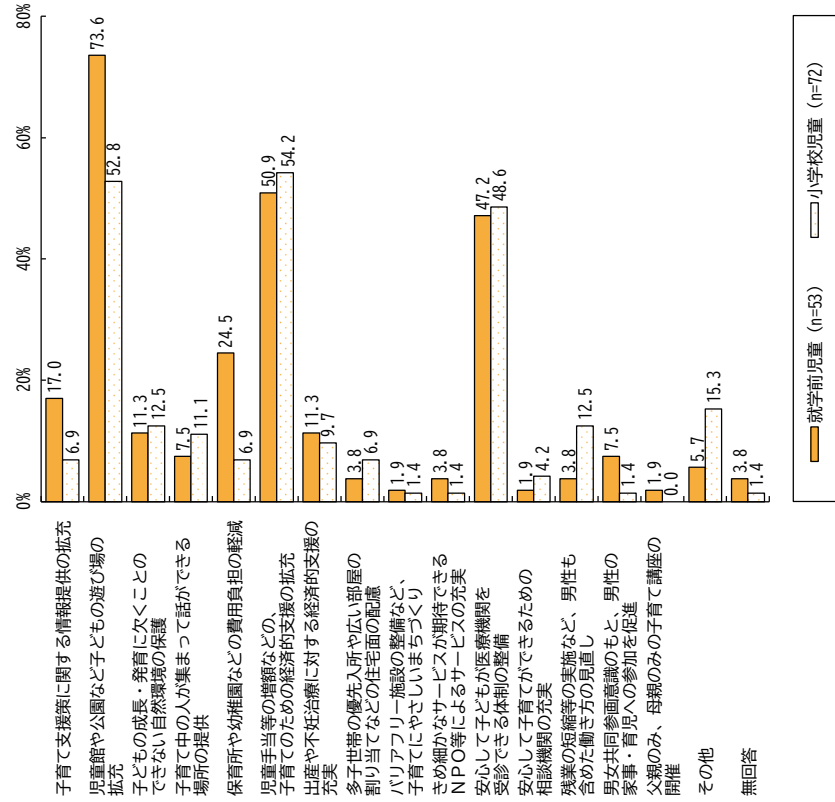
10 『親子でお出かけ公園マップ』の活用〈単数回答〉

『親子でお出かけ公園マップ』を「知っている」と答えた人のみ



就学前児童保護者では、「活用したことがある」が32.3%、「活用したことはない」が67.7%となっています。
小学校児童保護者では、「活用したことがある」が17.6%、「活用したことはない」が82.4%となっています。

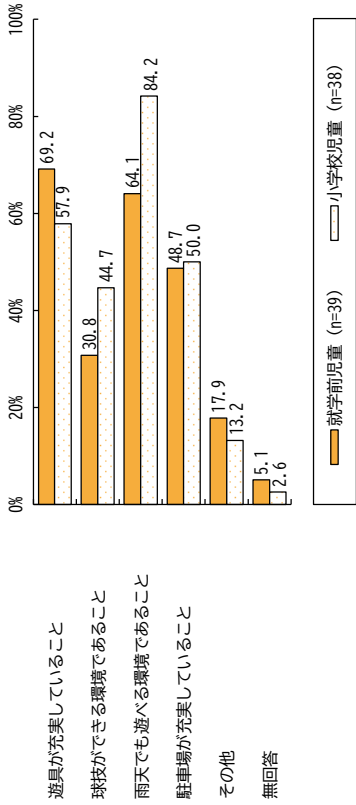
11 町に対して期待していること〈複数回答〉



就学前児童保護者では、「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が73.6%と最も多く、次いで「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が50.9%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が47.2%などとなっています。
小学校児童保護者では、「児童手当等の増額などの、子育てのための経済的支援の拡充」が54.2%と最も多く、次いで「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」が52.8%、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」が48.6%などとなっています。

12 どのような遊び場を希望するか〈複数回答〉

子育て支援の充実希望で「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」と答えた人のみ

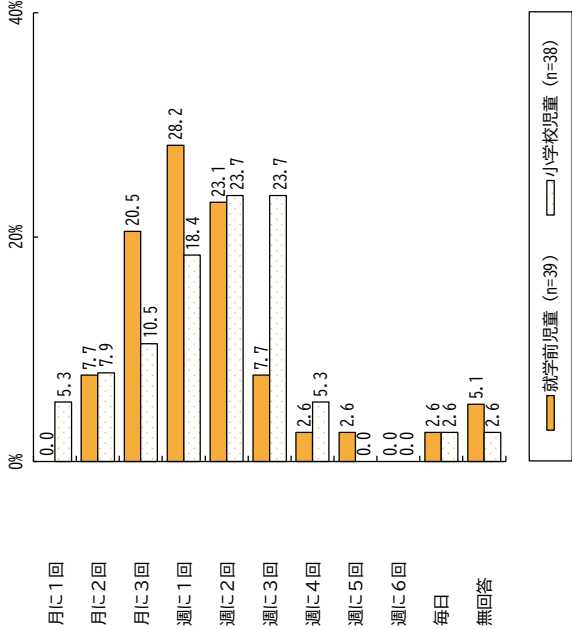


就学前児童保護者では、「遊具が充実していること」が69.2%と最も多く、次いで「雨天でも遊べる環境であること」が64.1%、「駐車場が充実していること」が48.7%などとなっています。

小学校児童保護者では、「雨天でも遊べる環境であること」が84.2%と最も多く、次いで「遊具が充実していること」が57.9%、「駐車場が充実していること」が50.0%などとなっています。

13 希望する遊び場が整備された際の利用頻度〈単数回答〉

子育て支援の充実希望で「児童館や公園など子どもの遊び場の拡充」と答えた人のみ

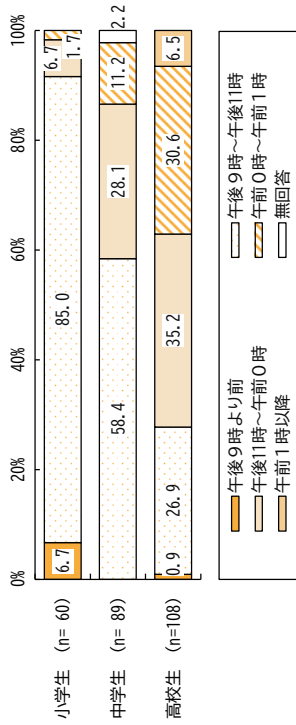


就学前児童保護者では、「週に1回」が28.2%と最も多く、次いで「週に2回」が23.1%、「月に3回」が20.5%などとなっています。

小学校児童保護者では、「週に3回」が23.7%と最も多く、次いで「週に1回」が18.4%、「月に3回」が10.5%などとなっています。

(3) 調査結果【小学生・中学生・高校生】

1 寝る時間〈単数回答〉

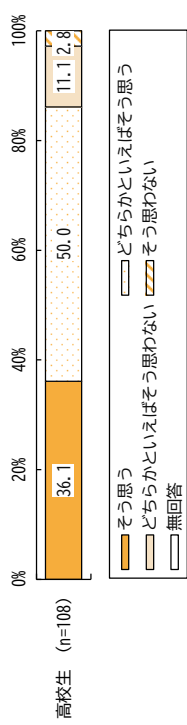


小学生では、「午後9時～午後11時」が85.0%と最も多く、次いで「午後9時より前」、「午後11時～午前0時」が6.7%、「午前0時～午前1時」が1.7%となっています。

中学生では、「午後9時～午後11時」が58.4%と最も多く、次いで「午後11時～午前0時」が28.1%、「午前0時～午前1時」が1.2%となっています。

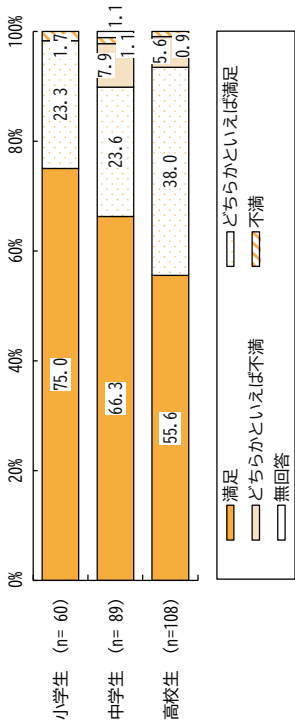
高校生では、「午後11時～午前0時」が35.2%と最も多く、次いで「午前0時～午前1時」が30.6%、「午後9時～午後11時」が26.9%などとなっています。

2 学校に行くのは楽しいか〈単数回答〉



「そう思う」が36.1%、「どちらかといえばそう思う」が50.0%、「どちらかといえばそう思わない」が11.1%、「そう思わない」が2.8%となっています。

3 友だちとの関係の満足度〈単数回答〉

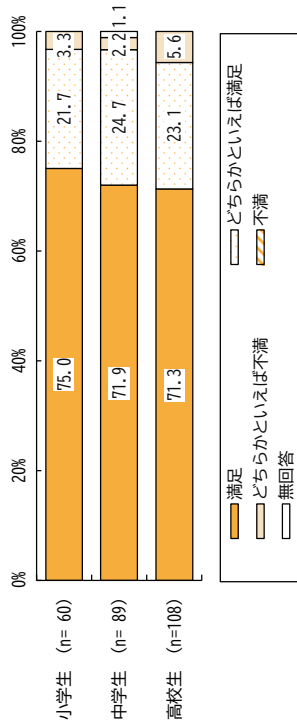


小学生では、「満足」が75.0%、「どちらかといえば満足」が23.3%、「不満」が1.7%となっています。

中学生では、「満足」が66.3%、「どちらかといえば満足」が23.6%、「どちらかといえば不満」が7.9%、「不満」が1.1%となっています。

高校生では、「満足」が55.6%、「どちらかといえば満足」が38.0%、「どちらかといえば不満」が5.6%、「不満」が0.9%となっています。

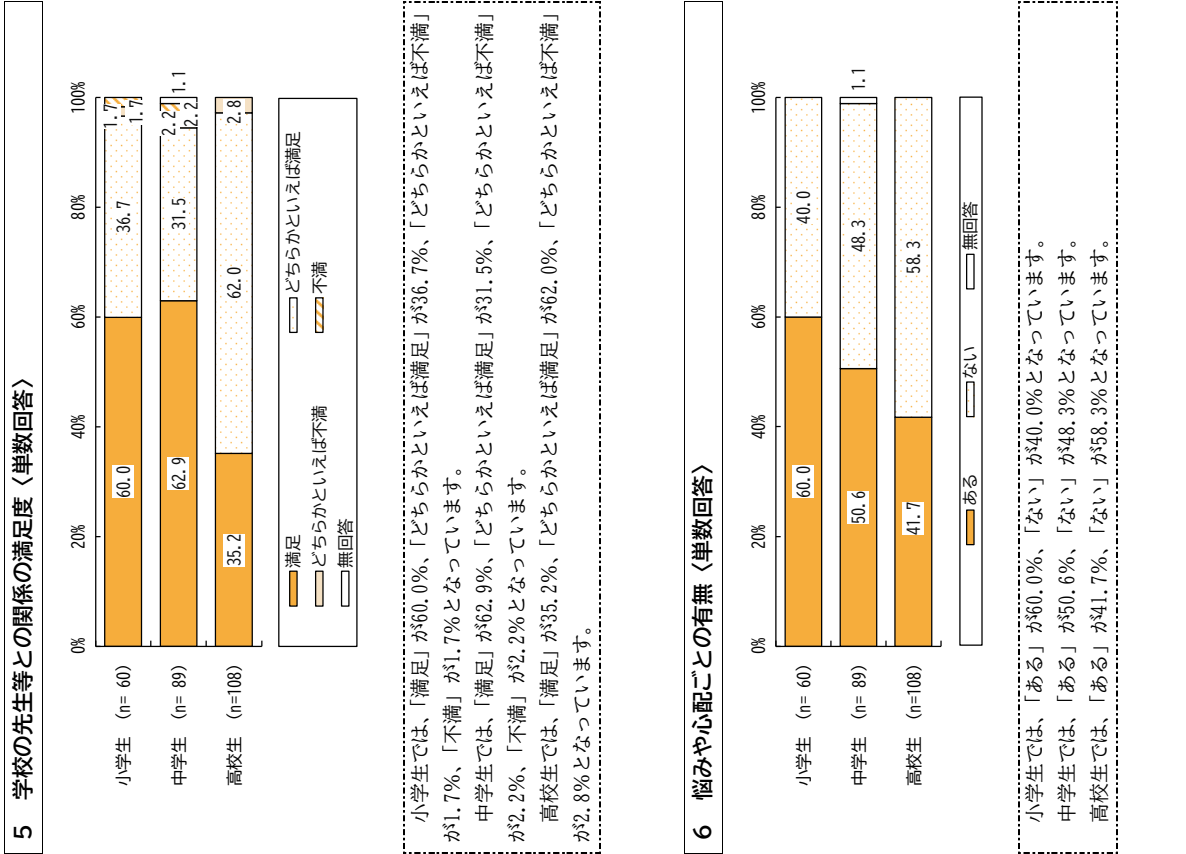
4 家族との関係の満足度〈単数回答〉



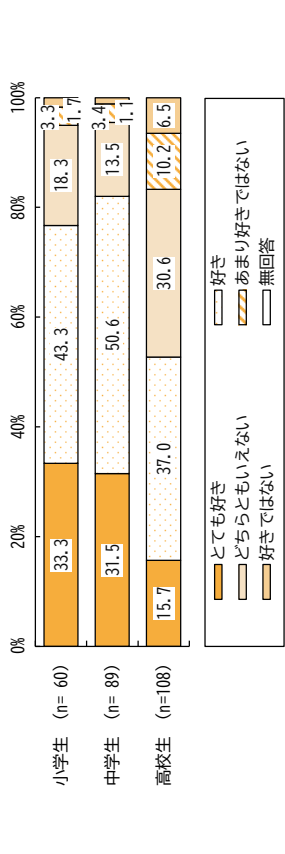
小学生では、「満足」が75.0%、「どちらかといえば満足」が21.7%、「どちらかといえば不満」が3.3%となっています。

中学生では、「満足」が71.9%、「どちらかといえば満足」が24.7%、「どちらかといえば不満」が2.2%となっています。

高校生では、「満足」が71.3%、「どちらかといえば満足」が23.1%、「どちらかといえば不満」が5.6%となっています。



8 川根本町が好きか〈単数回答〉

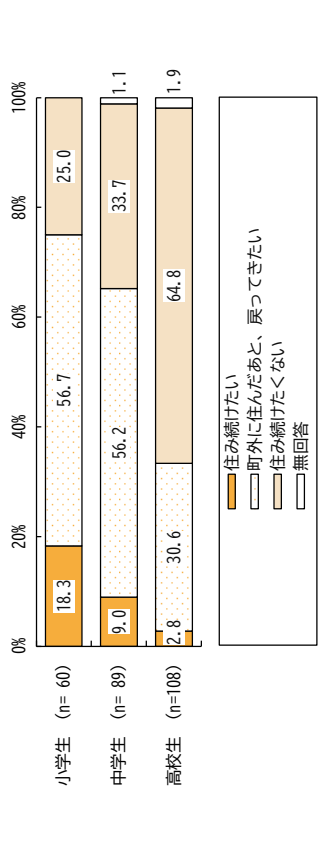


小学生では、「好き」が43.3%と最も多く、次いで「とても好き」が33.3%、「どちらともいえない」が18.3%などとなっています。

中学生では、「好き」が50.6%と最も多く、次いで「とても好き」が31.5%、「どちらともいえない」が13.5%などとなっています。

高校生では、「好き」が37.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が30.6%、「とても好き」が15.7%などとなっています。

9 川根本町に住み続けたいか〈単数回答〉

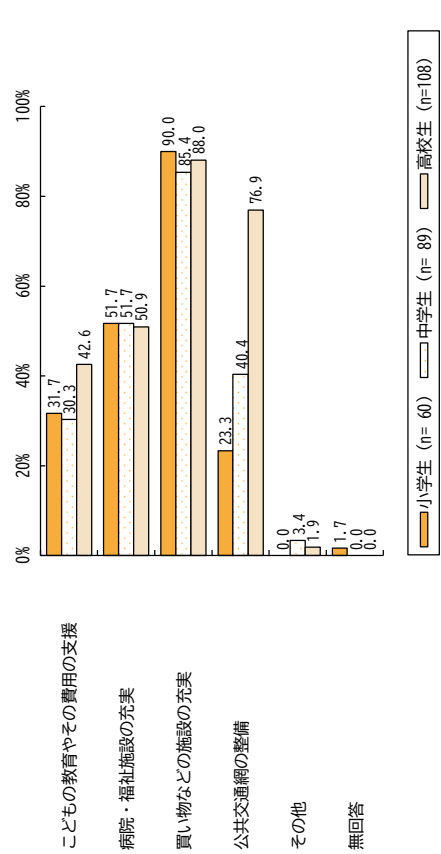


小学生では、「住み続けたい」が18.3%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が56.7%、「住み続けたくない」が25.0%となっています。

中学生では、「住み続けたい」が9.0%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が56.2%、「住み続けたくない」が33.7%となっています。

高校生では、「住み続けたい」が2.8%、「町外に住んだあと、戻ってきたい」が30.6%、「住み続けたくない」が64.8%となっています。

10 川根本町に住み続けていくにはどのようなサービスが必要か〈複数回答〉



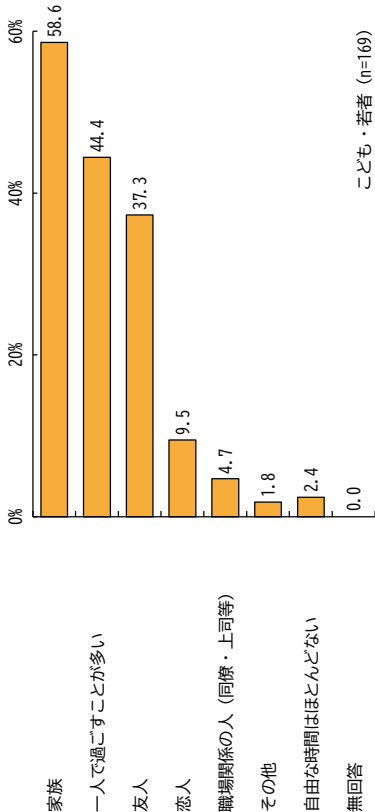
小学生では、「買い物などの施設の充実」が90.0%と最も多く、次いで「病院・福祉施設の充実」が51.7%、「こどもの教育やその費用の支援」が31.7%などとなっています。

中学生では、「買い物などの施設の充実」が85.4%と最も多く、次いで「病院・福祉施設の充実」が51.7%、「公共交通網の整備」が40.4%などとなっています。

高校生では、「買い物などの施設の充実」が88.0%と最も多く、次いで「公共交通網の整備」が76.9%、「病院・福祉施設の充実」が50.9%などとなっています。

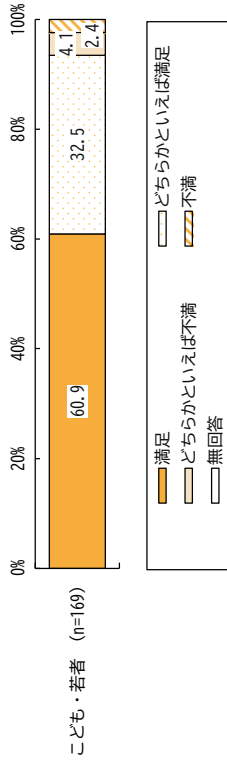
(4) 調査結果【こども・若者】

1 自由な時間を一緒に過ごす場合の相手〈複数回答〉



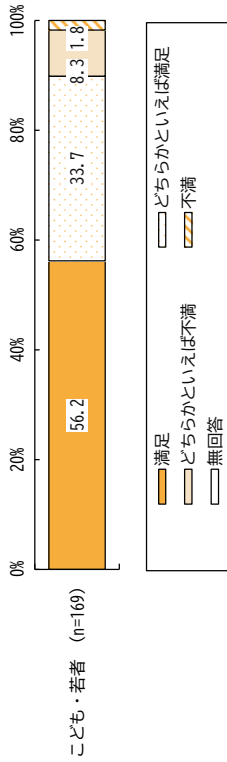
「家族」が58.6%と最も多く、次いで「一人で過ごすことが多い」が44.4%、「友人」が37.3%などとなっています。

2 友人との関係の満足度〈単数回答〉



「満足」が60.9%、「どちらかといえば満足」が32.5%、「どちらかといえば不満」が4.1%、「不満」が2.4%となっています。

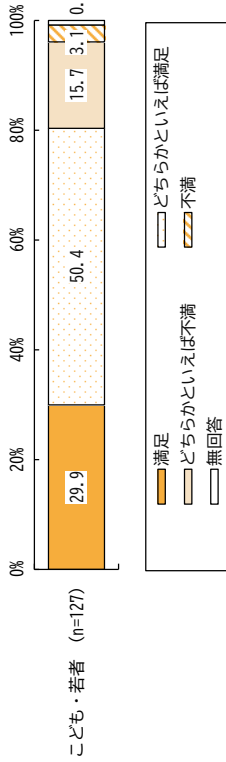
3 家族との関係の満足度〈単数回答〉



「満足」が56.2%、「どちらかといえば満足」が33.7%、「どちらかといえば不満」が8.3%、「不満」が1.8%となっています。

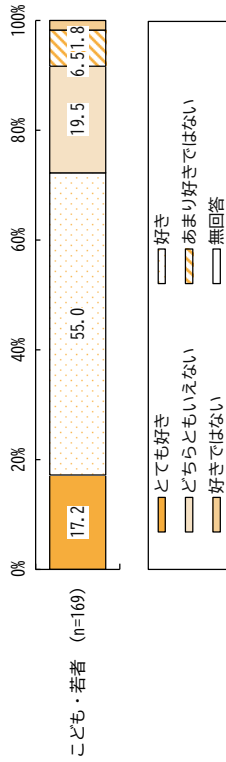
4 職場の人との関係の満足度〈単数回答〉

就職されている人のみ



「満足」が29.9%、「どちらかといえば満足」が50.4%、「どちらかといえば不満」が15.7%、「不満」が3.1%となっています。

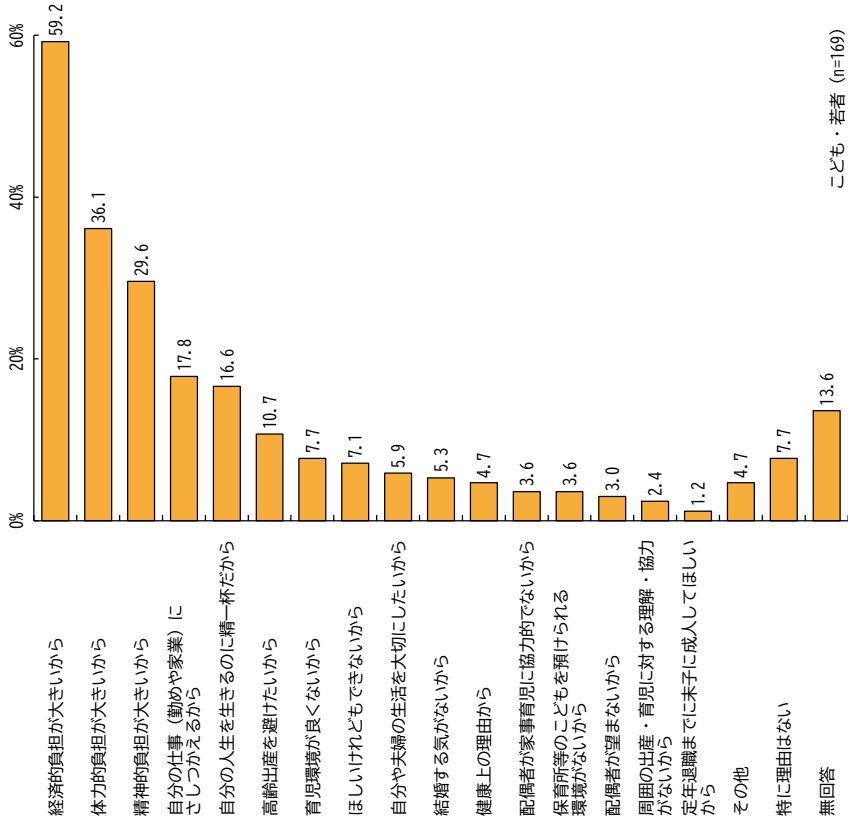
5 川根本町人への好感度〈単数回答〉



「好き」が55.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が19.5%、「とても好き」が17.2%などとなっています。

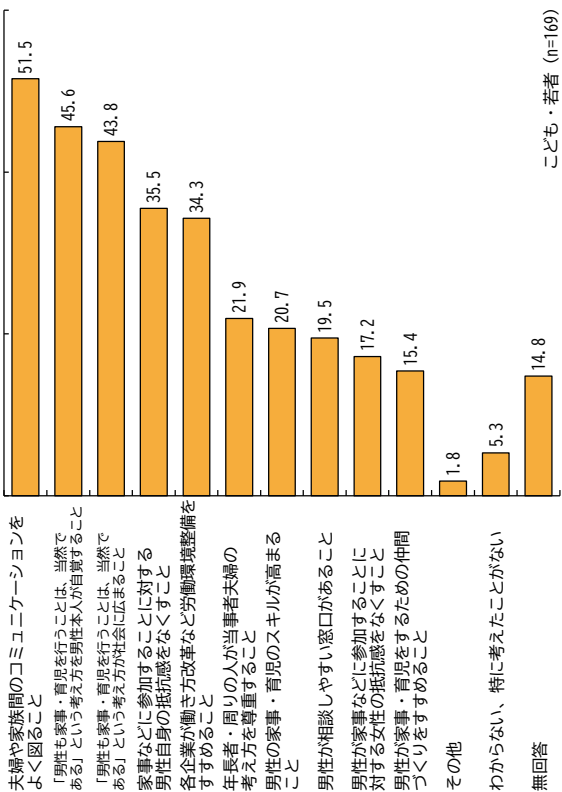
6 理想のこどもの人数をもつ際の問題、こどもをもつもりにならない理由

〈複数回答〉



「経済的負担が大きいから」が59.2%と最も多く、次いで「体力的負担が大きいから」が36.1%、「精神的負担が大きいから」が29.6%などとなっています。

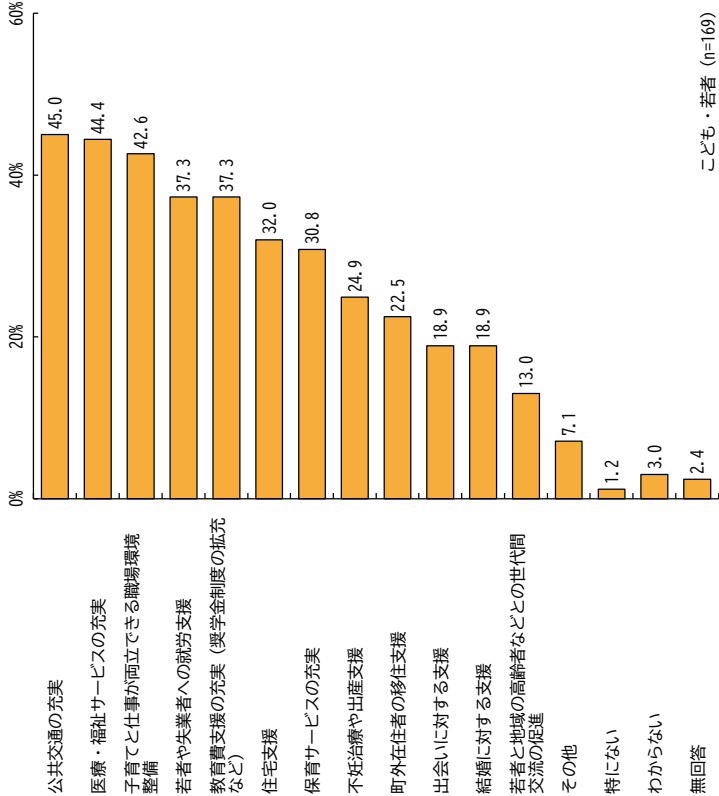
7 男性の家事・育児参画を進めるために必要なこと〈複数回答〉



「夫婦や家族間のコミュニケーションをよく図ること」が51.5%と最も多く、次いで「男性も家事・育児を行うことは、当然である」という考え方を男性本人が自覚すること」が45.6%、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」という考え方が社会に広まること」が43.8%などとなっています。

8 人口減少・少子化対策を進めるうえで、川根本町に充実してほしい施策

〈複数回答〉



こども・若者 (n=169)

「公共交通の充実」が45.0%と最も多く、次いで「医療・福祉サービスの充実」が44.4%、「子育てと仕事両立できる職場環境整備」が42.6%などとなっています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

当町では、「豊かな自然に抱かれてかがやく未来～わくわくと共に育てよう川根本町の子どもたち～」を基本理念として、次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定し、こども・子育て施策を推進してきました。平成29年度に策定した第2次川根本町総合計画における、子育て支援の目指す方向性では「自然とのふれあいなど、地域特性を活かした取組をすめ、結婚・出産・子育てがしやすい環境を作ります」と掲げられており、これまでの基本理念は総合計画における目指す方向性と同じであるといえます。「川根本町こども計画」においても、これまでの理念を踏襲し、さらなる施策の拡充に取り組めます。

基本理念

豊かな自然に抱かれてかがやく未来
～わくわくと共に育つ川根本町の子どもたち～

こどもの権利について

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。この条約は平成元年11月20日に国連総会で採択され、日本を含めた世界196の国・地域が締約しています。

子どもの権利条約は、こどもが守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であるという考え方に大きく転換させた条約であり、条約の定める様々な権利に共通する基本的な考え方として次の4つの原則が掲げられています。

当町においても、「こどもは権利の主体である」という考え方のもと、施策を推進します。

●差別の禁止（差別のないこと）

すべてのこどもは、こども自身や親の国籍や人種や性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

●こどもの最善の利益（こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われるときは、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

●生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

●こどもの意見の尊重（こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見のこどもの発達に応じて十分に考慮します。

第2節 基本目標

基本理念を達成するために、以下の4つを基本目標に掲げ、施策を推進していきます。

基本目標1 こども・子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が安心して子育てをするために、教育・保育サービスを充実させるとともに、こどもたちがその子らしく成長できる支援や不安や悩みを抱える子育て家庭のための相談支援など、これまで町にはなかった仕組みや支援が求められています。

現在ある教育・保育サービスの充実や相談支援体制の充実、各種サービスに関する情報提供、地域で一体となって支援する環境づくりの再構築などを通じて、こども・子育て支援サービスの充実を図っていきます。

基本目標2 職業生活と家庭生活との両立の推進

結婚・出産・子育てを希望する人がその希望をかなえ、こどもをもつ家庭が家庭生活と子育ての両立ができ、希望することどもをもつことができる環境の整備が必要です。

当町で自分の家族をもち、自分の理想の家庭を築いていけるよう、地域の特性に応じた支援や環境整備に取り組んでいきます。

基本目標3 困難を抱えるこども・若者、家庭への支援

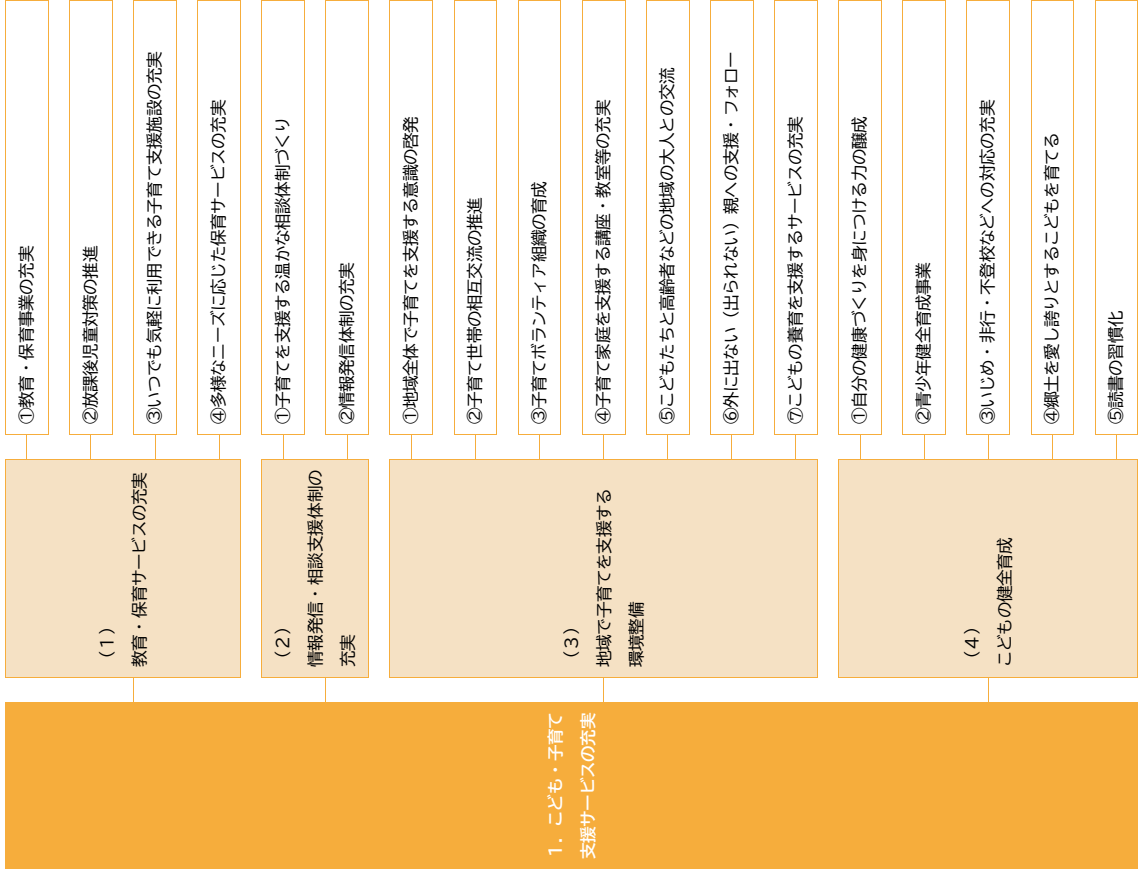
すべてのこどもが心身の状況、置かれている環境等にかかわらず誰一人取り残されることなく幸せに生活でき、生きづらさを感じない環境の整備が必要です。

また、児童虐待防止対策の推進や、外国人子育て家庭、障がい児への支援、相談体制の充実を通じて、困難を抱えるこども・若者やその家族を支援していきます。

基本目標4 子育てができる環境づくり

子育てしやすい環境の整備は、すべての子育て家庭が子育てに前向きに取り組むために必要不可欠です。子育てに係る既存の各種経済支援や遊び場の維持拡充、防犯体制や地域医療体制の充実を通じて、子育てしやすい環境づくりを進め、子育ての楽しさや喜びを感じながら子育てができる町となるよう取り組んでいきます。

第3節 施策の体系



2. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 就労支援、定住化の促進	①就職支援と起業支援 ②定住化の促進
	(2) 仕事と子育ての両立の推進	①仕事と子育てが両立できる保育体制等の充実 ②働きやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ
	(3) 出会い・結婚支援の充実	①出会い・結婚支援の充実
3. 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援	(1) 児童虐待防止対策の充実	①児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり ②関係機関との連絡調整
	(2) 厳しい環境に置かれた子ども・若者への支援	①ひとり親家庭への支援 ②子どもの貧困への支援 ③ヤングケアラーへの支援 ④子ども食堂等の取組への支援
		⑤児童・生徒への学習の機会や学びの継続への支援
		①外国人幼児・児童等への支援の充実
		①障がい児への支援の充実
4. 子育てができる環境づくり	(5) 困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実	①困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実
	(1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備	①経済的な支援 ②子どもの遊び機会や文化・芸術にふれる機会の充実 ③子どもや子育てが家庭の居場所の整備
	(2) 安心・安全な子育て環境の充実	①交通安全対策等の充実 ②防犯体制の充実 ③地域医療体制の充実

第4章 推進施策

第1節 子ども・子育て支援サービスの充実

(1) 教育・保育サービスの充実

①教育・保育事業の充実

町民のニーズを把握しながら、教育・保育施設のサービス向上に努めていきます。

- ◆ 保育サービスの充実
町民ニーズの把握に努め、保育サービスの充実に努めます。
- ◆ 教育・保育施設の整備
保育園、幼稚園の利用希望を確認しながら、町内の教育・保育施設の在り方を検討し、安全かつ過ごしやすい環境の教育・保育施設の整備を進めます。
- ◆ 民間事業者との連携
町内民間事業者と協力、連携し、子どもが教育・保育サービスを受けられる環境を維持していきます。
- ◆ 教育・保育人材の資質向上・確保
教員や保育士同士の交流や研修の機会を確保し、教育・保育人材の資質向上を図り、あわせて、計画的な人材確保に努めます。

②放課後児童対策の推進

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進し、子どもが安心して放課後の時間を過ごせる居場所の提供に努めます。

- ◆ 放課後児童クラブの実施
義務教育学校ごとに放課後児童クラブを設置し、利用を希望する児童が安心・安全に利用できる児童クラブの実施に取り組みます。また、研修等を通じて支援員の資質の向上を図るとともに、放課後児童クラブについての情報発信に取り組みます。
- ◆ 放課後子ども教室の実施
すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、町内で多様な体験・活動を行うことができる居場所として、放課後児童クラブと連携しながら、放課後子ども教室を実施します。
- ◆ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携
放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を進め、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことのできる場を確保していきます。

③いつでも気軽に利用できる子育て支援施設の充実

町民（子育て家庭）のニーズの把握に努め、子育て家庭やこどもが気軽に利用しやすく、交流の場となるような支援施設を提供します。

◆ 子育て支援施設の充実

町民のニーズを把握しながら、親子で楽しめるイベントやサービスの充実を図ります。また、こどもと子育て中の保護者が利用する施設と認識してもらええる取組を進め、気軽に利用できる施設を目指します。

◆ 子育て世帯が交流できる機会の提供

子育て世帯が交流できる仕組みづくりに取り組み、交流できる場を提供していきます。

④多様なニーズに応じた保育サービスの充実

多様なニーズに対応し、一人ひとりの状況にあった保育サービスを提供できるよう、サービスの向上を図ります。

◆ 休日保育の実施

ゴールデンウィーク等の長期休暇中に休日保育事業を実施します。

◆ 延長保育の実施

短時間保育の利用者への延長保育を町内保育園で実施します。

また、短時間保育の利用時間以上の保育について対応し、延長保育については、保護者の意向を確認しながら実施対応について検討していきます。

◆ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

町内の園や関係機関等と連携し、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度（こども誰でも通園制度）の実施に向けて、サービス提供体制の検討や体制の整備に取り組めます。

（２）情報発信・相談支援体制の充実

①子育てを支援する温かな相談体制づくり

子育て支援施設、学校、地域住民と連携・協力し、子育て世帯が安心して子育てに取り組める相談体制を整備します。

◆ 教育相談員による相談の実施

教育相談員を配置し、園や義務教育学校の巡回指導や相談業務を実施していきます。また、相談方法の柔軟化を進め、相談員の増員等を検討していきます。

◆ 相談員や主任児童委員等の資質の向上

子育ての相談に携わる相談員や主任児童委員等の研修・育成に取り組めます。

◆ 子育てに関する相談体制の充実

訪問相談やメール相談等を実施するとともに、アプリケーションの活用など、色々な相談を受ける方法を整備し、相談しやすい体制をつくります。

◆ 切れ目のない支援体制の充実

妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する取組を充実させ、あわせてこども家庭センターの設置を進めます。

②情報発信体制の充実

子育てに関する情報を必要とする人が、必要とする情報を容易に得られるよう、情報発信体制の充実を図ります。

◆ 広報誌やICTを活用した子育て支援情報の提供

町広報誌や子育て支援施設のおたより等の既存の情報誌に加え、LINE等のSNSでの情報発信、また、スマートフォンでのアプリケーションの活用等、ICTを活用した相談サービスの提供など、子育て中の保護者が必要な情報が得られる環境を整備します。

（３）地域で子育てを支援する環境整備

①地域全体で子育てを支援する意識の啓発

地域ぐるみで子育てを支えるまちの実現のため、地域で子育てを支援する意識の向上を図ります。

◆ 子育て支援事業やイベント開催時における子育て意識の啓発

子育て支援施設での事業やイベント開催時に民生委員・児童委員や地域住民と連携し、子育て意識の啓発を行います。

◆ 広報誌等を活用した意識啓発

広報誌やホームページなど様々な方法や媒体を活用し、子育て意識の啓発を図る取組を行います。

②子育て世帯の相互交流の推進

子育て世帯が孤立し悩みを抱え込んでしまうことがないよう、子育て世帯同士の交流の場の提供に取り組みます。

◆ 子育てに関する情報交換の場の提供

子育て支援施設が子育て世帯の交流する場としても利用される取組等を検討し、子育て世帯が情報交換できる機会の充実を図めます。

③子育てボランティア組織の育成

子育てOBボランティアなど、地域で子育てを支援する団体の設立や活動を支援します。

◆ 子育てボランティアの実施

子育てを支援するボランティア事業や団体を町社会福祉協議会と協力しながら立ち上げるよう取り組み、立ち上がった団体を支援します。

◆ 子育てOBボランティアの充実

子育てOBボランティアの在り方を検討し、活躍できる場を明確にしたうえで、育成や募集を行います。

④子育て家庭を支援する講座・教室等の充実

子育て家庭を支援する講座や教室について、内容の充実に努めるとともにニーズに合わせた、より効果的な開催を図ります。

◆ 子育て講座・子育て教室の充実

親子ふれあい教室や育児教室等の子育て家庭を支援する各種講座の充実に努めます。

◆ 子育て関連事業の土曜日・日曜日の開催

土曜日・日曜日の講座・教室等について町民のニーズを把握し、より効果的な実施を図ります。

⑤こどもたちと高齢者などの地域の大人との交流

こどもたちと高齢者などの地域の大人が交流できる場を充実させることで、こどもの健全育成を支援するとともに、高齢者の生きがいづくりにつなげます。

◆ 高齢者団体等との連携による高齢者との交流

幼稚園や保育園と高齢者団体等の団体が連携し、こどもたちと高齢者が交流できる場の充実を図ります。また、地域の行事等にこどもたちが積極的に参加する、参加できる環境の整備を進めます。

◆ 川根本町型コミュニティ・スクール活動を通じた地域の大人との交流

町内義務教育学校で行われるコミュニティ・スクール活動の地域クラブ活動や放課後活動等を通じて地域の大人たちとの交流の場を増やし、こどもの健全育成を支援します。

⑥外に出ない（出られない）親への支援・フォロー

外に出ない（出られない）親が子育ての悩みを抱え込んでしまうことがないよう、訪問等による支援の体制を整備します。

◆ 訪問支援の実施

産後約一ヶ月以内に、育児上重要な事項の指導を目的として、保健師等が自宅に訪問する新生児訪問を実施します。

◆ 産後うつ予防

新生児訪問や定例乳幼児相談等での発見や産婦が利用する病院、助産院等からの情報提供を活用し、産後うつ傾向の早期発見・早期支援に取り組みます。

また、支援が必要と判断された場合には、産後ケア事業の利用を勧め、産後の不安解消や軽減につなげていきます。

◆ SNSを活用した育児支援

SNSを活用した医師や助産師に相談ができるサービスを提供し、医療に係る子育ての不安解消を図ります。

◆ 心配な保護者への支援の実施

外に出ない（出られない）保護者の情報が確認された場合は、関係者を集め、当該保護者の情報を収集し、対応を検討し状況の改善につなげる支援を行います。

⑦こどもの養育を支援するサービスの充実

子育て世帯の家庭状況に合わせた支援が行えるよう一時預かりや養育支援訪問、養育支援相談事業をはじめとしたサービスの充実を図ります。

◆ 一時預かり事業

町内保育施設において、一時預かり事業を利用世帯の希望に沿った形で提供できる体制の構築に努めます。

◆ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲）

町内の園や関係機関等と連携し、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず利用可能な通園制度（こども誰でも通園制度）の実施に向けて、サービス提供体制の検討や体制の整備に取り組みます。

◆ 養育支援訪問・相談の実施

保健師・保育士等が自宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う養育支援訪問や養育支援相談事業を実施します。

◆ ファミリー・サポート・センター事業の立ち上げ

現在、町では実施されていない、ファミリー・サポート・センター事業を実施するよう、事業の立ち上げに向けて関係団体等と協力しながら取り組みます。

(4) こどもの健全育成

①自分の健康づくりを身につける力の醸成

健康づくりに関する正しい知識の習得や健康習慣の定着化、健康な歯を保つための支援等を行うことで、健康づくりを身につける力を子どもたちが得られるように支援します。

- ◆ **健康づくりに関する意識の啓発**
正しい食習慣や食材に関する情報などの健康づくりに関わる情報提供を行い、あわせて健康には、「運動すること」も大切であることを知る機会をつくり、「食」と「運動」を通じた健康づくりの意識啓発を実施します。
- ◆ **歯科保健事業の推進**
町内の歯科医師、歯科衛生士及び薬剤師等の協力を得ながら、歯科検診や歯科指導、フッ化物洗口やフッ化物塗布事業を実施し、子どもたちの健康な歯の維持を支援していきます。

②青少年健全育成事業

全国的に増加しているインターネット・SNS等に関連したトラブルも含め、子どもたちが危険な犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、講習会等による教育や、見守り活動を実施します。

また、子ども・若者が権利の主体として、地域社会や学校生活等において、意見を表明でき、社会参画ができる環境を整備していきます。

- ◆ **青少年の健全育成**
子どもたちの活動時間を考慮した効果的な補導活動を実施し、子どもたちの見守りを通じた青少年の健全育成に努めます。
- ◆ **インターネットの有書情報やメディア依存に関する情報教育**
保護者がインターネット・SNS等のメディアの有益性と危険性について理解を深められる取組を検討し、実施していきます。
子どもたちには、インターネット・SNS等の活用の方法や有益性と危険性を学校での学びを通じて、身につけられるような取組を行います。
- ◆ **社会参加や意見の表明機会の充実**
子ども・若者自らが権利の主体であることを広く周知し、子ども・若者自身も自らが権利の主体であることを自覚できるように取り組みます。
また、町の高校生から、学校を介した意見表明が、意見を表明しやすい方法の一つという意見もあったため、学校の協力を得るなどして、子ども・若者が安心して意見を述べる場や機会を創出し、あわせて意見をもつための様々な機会の創設や支援を行います。

③いじめ・非行・不登校などへの対応の充実

いじめ・非行・不登校、虐待などから子どもを守るため、地域や学校、教育委員会と連携して対策に取り組めます。

- ◆ **地域支援ネットワーク体制の整備**
地域全体で子どもを支援する体制をつくるため、子どもの様々な問題に関する支援を行うネットワークの構築、維持に努めます。また、子どもの居場所づくりにも取り組めます。
- ◆ **要保護児童連絡協議会の開催**
いじめ・非行・ひきこもり・不登校に関する案件について、解決策を検討するため要保護児童連絡協議会の個別ケース会議等を実施するなど、仕組みと体制づくりに取り組めます。
- ◆ **校外の居場所づくり**
通常の登校が困難な子どもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースOIDEを開設し、あわせて民間団体等による居場所の開設支援を行い、子ども自身が生きづらさを感じずに成長できる環境づくりを推進します。
- ◆ **郷土を愛し誇りとする子どもを育てる**
子どもたちが郷土の文化や自然にふれあう機会を創出し、自分の生まれ育った地域に愛着と誇りをもてるようにします。
- ◆ **郷土愛を育む活動の実施**
子どもが大人と一緒に取り組む学習会を計画し実施します。また、授業参観や行事への参加等、学校との連絡を密にし、子どもが郷土愛を育む環境をつくっていきます。

⑤読書の習慣化

親と子どもが本を通じてふれあう機会を提供するとともに、子どもたちの成長の節目に本を贈呈し、学校での活動や町の文化事業等において、本に親しむ機会を増やすことで、町民全体の読書習慣の定着化を図ります。

- ◆ **ブックスタート・ブックステップ事業の実施**
ブックスタート・ブックステップ事業を実施し、子どもが本に親しむ機会をつくり、義務教育学校1年生、8年生を対象とした、ブックステップ事業も実施し、子どもが本に慣れ親しむ環境をつくっていきます。
- ◆ **知育絵本贈呈事業の実施**
0歳児、1歳6か月児を対象として、子ども自身が主人公の絵本を贈呈し、親が子どもに絵本の読み聞かせを行うことで、子どもの言葉の理解、発達を後押しし、親子がふれあい、子どもが本に親しむきっかけや環境をつくっていきます。

第2節 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 就労支援、定住化の促進

① 就職支援と起業支援

成人した若者が地元を離れずに生活を続けられるよう、就職や起業を支援します。

- ◆ **地元就職の促進**
若者の地元就職を促進するため、関係機関と連携し就職に関する相談や情報提供に取り組みます。
- ◆ **起業への支援**
起業支援セミナー等の講座開催や起業に係る補助金制度を活用し、町内における企業を支援します。
- ◆ **地域の活力の創出**
地域の課題解決を支えるソーシャルビジネスやコミュニティビジネスへの支援などを通じて、地域の活力の創出に取り組みます。

② 定住化の促進

地域の活力を増進するため、若年層の定住促進に取り組みます。

- ◆ **若者定住促進住宅の整備や改修・維持管理**
当時に住みたい若者を支援していくために、若者定住促進住宅の整備や改修・維持管理に取り組み、若者の定住を図っていきます。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

① 仕事と子育てが両立できる保育体制等の充実

多様な働き方に対応した保育サービスを提供できるよう、ボランティアとの連携も含め、保育体制の充実を図ります。

- ◆ **保育体制の充実**
一時預かりサービスが希望通り利用できる体制や仕組みづくりに取り組みます。
また、乳児等通園支援事業の実施に向けてサービス提供体制の検討や体制の整備に取り組みます。
- ◆ **子育てボランティアの実施（再掲）**
子育てを支援するボランティア事業や団体を町社会福祉協議会と協力しながら立ち上げるよう取り組み、立ち上がった団体を支援します。

② 働きやすい環境づくりに向けた企業への働きかけ

働きやすい環境づくりに関する啓発を実施するとともに、先進的な取組や優良事例についての情報発信に取り組みます。

- ◆ **企業への働きかけの実施**
ワーク・ライフ・バランスの実現を推進していくため、町内の企業に対し情報提供や啓発などの取組を行います。
- ◆ **企業情報の収集と提供**
ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の事例収集とその優良事例の発信に努めます。
- ◆ **役場内における働きやすい環境づくり**
仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、役場内においても働き方改革や育児休業の取得勸奨など労働環境の整備に取り組みます。
- ◆ **男性の育児参加の推進**
男性の働き方改革やライフ・ワーク・バランス推進により、家事、育児を母親が中心となっていく傾向から、男性が家事や育児に参画し、両親が互いに協力し合い、子育てと仕事、また多様な社会参加を行うことができる環境の整備を進めます。あわせて、子育て当事者の共育での意識を醸成する取組を進めます。

(3) 出会い・結婚支援の充実

① 出会い・結婚支援の充実

結婚を希望する若者への出会いの場の提供や、結婚した夫婦の新生活開始に係る費用の支援を行います。

- ◆ **交流イベントの実施**
ふれあいや縁結びに関する事業を実施し、地域の若者の交流機会の場づくりを推進します。
- ◆ **県、市町が運営する結婚支援拠点サービスの活用**
静岡県と県内市町が実施する、結婚を希望する若者をサポートするための結婚支援拠点、ふじのくに出会いサポートセンターの周知や活用の支援などを通じて、若者の結婚を支援します。
- ◆ **結婚新生活への支援**
新婚世帯が新生活を始めるにあたり、発生する費用（新居の住居費や引っ越し費用など）を支援します。

第3節 困難を抱える子ども・若者、家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

①児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制づくり

乳幼児や児童に対する虐待の発生予防と早期発見・早期対応の体制を整備します。

- ◆ **要保護児童等対策地域協議会の設置**
要保護児童等対策地域協議会を設置し、児童虐待防止の取組を進めます。
- ◆ **主任児童委員の資質向上**
児童福祉担当者と主任児童委員が連絡を取り合う環境をつくり、町と主任児童委員が情報を共有する体制をつくれます。また、町民が主任児童委員に相談しやすい環境の整備に取り組みます。
- ◆ **養育訪問事業の実施**
事業や健診等を活用して、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、訪問などを通じて適切な支援につなげます。
- ◆ **体罰によらない子育ての推進**
教育機関や保育園、地域の連携を図り、保護者に情報を提供し、体罰によらない子育ての実現を進めます。

②関係機関との連絡調整

児童相談所や医療機関をはじめとした関係機関との連携を強化し、情報共有を密にすることで、虐待の未然防止及び早期発見・早期対応につなげます。

- ◆ **児童相談所との連携**
児童相談所が実施する研修への参加などを通じて職員間の面識をもち、町と児童相談所との連携を強化します。
- ◆ **地域との連携**
地域で虐待が発見された場合は、早急に関係者を集め情報共有し、調整や支援対応を開始するとともに、児童相談所などの関係機関に支援を受けながら適切に対応するよう努めます。
- ◆ **関係各課、医療機関との連携**
庁内関係各課や医療機関、また子どもと関わる機関との連携を図り、虐待の未然防止及び早期発見・早期対応に努めます。
- ◆ **里親家庭への支援**
里親制度について、制度の啓発、養育力向上のための研修への支援、里親に関する相談・支援に取り組みます。

(2) 厳しい環境に置かれた子ども・若者への支援

①ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭への経済支援に取り組むとともに、就労や養育費確保など必要な支援につなげられるよう、情報提供を充実させます。

- ◆ **自立促進事業の実施**
ひとり親家庭であっても、児童の健全育成が図られるよう制度等を活用し支援します。
 - ◆ **相談体制・情報提供体制の充実**
様々な相談先を整備するとともに、ひとり親家庭に対して周知し、気軽に相談できる環境の整備と支援体制を強化します。
- #### ②子どもの貧困への支援
- 経済的な問題により教育における格差が生じたり、子どもの将来が閉ざされたりすることがないよう、子どもの貧困にかかる問題解決について支援を行います。
- ◆ **保育園・学校等関係機関との連携**
保育園や学校などの関係機関と連携し、子どもの貧困に対し、早い段階で対応が行えるよう取り組みます。あわせて、子どもの貧困に対応する方策を検討し、支援につなげることができるよう体制の整備に取り組みます。
 - ◆ **学用品費や給食費等の援助**
支援を必要とする世帯に支援が行き届くよう、保護者が理解しやすい制度情報の提供と手続きの簡素化に努め、学校等とも連携した取組を進めていきます。

③ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーの状態にある子どものSOSを把握し、必要な支援につなげます。

- ◆ **関係機関との連携**
ヤングケアラーに関わる可能性がある関係機関に向けて情報提供を呼びかけ、子どもの意向に寄り添いながら必要な支援につなげていきます。

④子ども食堂等の取組への支援

子ども食堂等の取組に対し、継続的な実施や取組を開始したい人たちが活動を行えるよう支援します。

- ◆ **子ども食堂の実施への支援**
子ども食堂を実施する団体に対し、活動の継続ができるよう、町や社会福祉協議会などの関係機関で情報提供や相談支援を行い、あわせて実施に係る費用助成等も検討します。

⑤児童・生徒への学習の機会の確保や学びの継続への支援

不登校や高校の中退等の予防、不登校解消等の支援を通じた、児童・生徒の学びの機会を確保する支援を行います。

- ◆ **校外の居場所づくり（再掲）**
通常の登校が困難な子どもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースO I D Eを開設し、あわせて民間団体等による居場所の開設支援等を行い、子ども自身が生きづらさを感じずに成長できる環境づくりを推進します。
- ◆ **スクールカウンセラー等に相談できる環境の整備**
児童・生徒が、いつでもスクールカウンセラーや教育相談員等に安心して相談できる仕組みを構築し、児童・生徒が問題を抱えた際でも、相談ができるという安心感をもてるよう取り組みます。
- ◆ **高校中退の予防への取組等**
高校中退の予防のために、教育委員会、学校、地域社会、家庭が連携し支援を行う体制構築に取り組みます。また、高校を中退した子どもが新たな道を切り開くために必要な支援が適切に行われるよう検討します。

（3）外国人幼児・児童等への支援の充実

①外国人幼児・児童等への支援の充実

海外から帰国した子どもや外国にルーツをもつ子どもが、教育・保育事業から取り残されないよう、支援します。

- ◆ **保護者や子どもへの支援**
日本語の理解が困難な保護者や児童が、サービス等を利用するうえで、必要な情報を得ることができサービス等を活用できる環境を整備するよう、ICT技術等の活用をはじめ、様々な取組を進めます。また、外国にルーツをもつ児童に対し、継続的に町教育委員会と学校、支援員等が連携して日本語習得の支援を行います。
- ◆ **教育・保育施設への支援**
日本語の理解が困難で、日本語指導が必要な児童が増えた場合の対応について検討を行い、教育・保育施設における適切な日本語指導が行えるよう取り組みます。

（4）障がい児への支援の充実

①障がい児への支援の充実

障がいのある子どもや医療的ケア児など、専門的な支援を必要とする子どもに対し、必要な支援につなげられるよう情報提供等を行います。

- ◆ **障がい福祉サービスに関する相談・情報提供**
障がいのある子どもやその保護者が、必要ときに養育等の相談が行えるよう相談支援体制を強化し、あわせて、行政、病院、子育て支援施設、保育園及び相談サービス提供事業者等が連携し、情報を共有するなどして、障がいのある子どもが必要な支援を受けられるよう取り組みます。
- ◆ **ライフステージに応じた切れ目ない支援**
就学支援委員会を設置し、その中で児童・生徒の支援方針等を検討し、適切な支援、養育につながる仕組みを構築し、障がいのある子どもの成長の過程に応じ、切れ目のない支援を行います。
- ◆ **児童発達支援センターの整備**
近隣市町や関係機関、サービス提供事業者等と連携し、障がいのある子どもを総合的に支援する児童発達支援センターの整備に向けて取り組みます。

（5）困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実

①困難を抱える子ども・若者やその家族に対する支援体制の充実

すべての子どもや若者が同じ環境での活動や体験等の機会を奪われず、同じ世代と一緒に育ち、過ごすことができる環境づくりを進め、そのような中でもニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりすること・若者やその家族について、適切な支援につなげます。

- ◆ **相談体制の充実**
困難を抱える子ども・若者やその家族に対し適切な相談機関や支援制度の情報提供し支援を行う、ことにも関する総合相談窓口となることも家庭センターの設置に向けて取り組みます。
- ◆ **校外の居場所づくり（再掲）**
通常の登校が困難な子どもに対する学びの場として、校内での居場所スペースの設置や町営の居場所、フリースペースO I D Eを開設し、あわせて民間団体等による居場所の開設支援等を行い、子ども自身が生きづらさを感じずに成長できる環境づくりを推進します。
- ◆ **児童・生徒の声を受け止める環境づくり**
役場、教育委員会、学校、相談機関は、児童や生徒の悩みの相談を受けた場合やアンケート等で悩みの記載されたものを確認した場合に、大人の感覚や考えで判断せず、その訴えを受け止め、寄り添う対応を行うことを再確認し、児童・生徒が「話しても大丈夫」、「相談したら受けとめてもらえる」と感じ、相談を受けた先生や機関が信頼され、相談がしやすい環境の醸成に取り組みます。

第4節 子育てができる環境づくり

(1) 子育て世帯が子育てしやすい環境の整備

①経済的な支援

経済面の懸念がこどもを産み育てるうえでの妨げとならないよう、児童手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化等の経済支援を充実させます。

- ◆ **児童手当の支給**
高校卒業前までの児童を養育する保護者に対し、児童手当を適切に支給します。
- ◆ **こども医療費等の支援**
高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行い、児童の健全育成を図ります。

- ◆ **幼児教育・保育の無償化**
国の方針及び基準に合わせた保育料等の減額や町独自の減免策を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を行い、児童の健全育成を図ります。

- ◆ **妊婦健診時・出産時・不育症等治療時の交通費支援**
妊婦健診時と出産時及び不育症等治療時の交通費の助成を行い、出産を迎える世帯や妊娠を望む世帯の経済的負担を軽減し、あわせて安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境の整備を図ります。

②こどもの遊びが機会や文化・芸術にふれる機会の充実

こどもが豊かな心を育むうえでの原点となる、多様な遊びや文化・芸術にふれることができるよう、川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会や文化的・芸術的な活動を体験する機会の提供、また情報提供の充実に取り組みます。

- ◆ **川根本町全体をフィールドとした遊ぶ機会や体験の機会の提供**
町内の既存施設を活用してこどもが遊べる環境整備を進めます。また、町や町教育委員会が行う事業等において、町内の自然を活用した遊びや文化的・芸術的な活動を体験できるよう取り組みます。
- ◆ **遊び等に関する情報提供の充実**
子育て世帯やこどもが、町内で遊ぶことができる場所の情報や文化・芸術にふれる機会の情報を得やすい環境を整備します。
- ◆ **こどもが町内を安全に移動できる環境の整備の検討**
こどもが、町内を安全に移動できる環境の整備について、関係者との意見交換等を行いながら検討していきます。

③こどもや子育て家庭の居場所の整備

こどもが楽しく安全に通わせる遊び場や子育て世代の交流拠点などを提供するため、町内の施設や設備の整備や維持に取り組みます。

- ◆ **子育てに関する施設や仕組みの充実**
こどもや子育て家庭のニーズを確認しながら、公園などの遊び場、保育施設・子育て支援施設などの施設やその設備について、より良い環境を提供できるよう、整備や改修・維持管理に取り組みます。また、施設の整備だけでなく、プレイカーの導入やプレイリーダーの育成支援なども検討し、当町に合った子育てに関する仕組みや設備の充実に取り組みます。

(2) 安心・安全な子育て環境の充実

- ①**交通安全対策等の充実**
安全な通園・通学環境を確保するため、道路環境の整備に取り組みとともに、町内全体の交通安全意識を高めます。また、町内の公共施設におけるバリアフリー化を検討し、すべてのこどもや子育て家庭が利用しやすい環境を目指します。
- ◆ **道路環境の整備**
学校や地域等から通学路における危険箇所の情報が入った場合は、関係者で話し、危険の解消を図り、安全対策に努めていきます。
- ◆ **交通安全に関する意識の啓発**
こども及び保護者に対し、交通安全に関する講習や啓発を行い、交通安全意識を高めます。

②防犯体制の充実

こどもが事件に巻き込まれることを未然に防ぐため、地域や警察等と連携して防犯体制を強化するとともに、教育・保育施設においても防犯マニュアルの整備等を進めます。

- ◆ **地域と連携した防犯体制の整備**
防犯に関する啓発活動、犯罪発生情報の提供等を様々な形で行い、地域と連携して防犯体制の整備を進めます。
- ◆ **教育・保育施設等における防犯体制の整備**
防犯に関する啓発活動や連携強化を図り、教育・保育施設における防犯体制を整備し、あわせて、有事の際に適切な判断が行えるようマニュアルの整備と整備後の見直しを進めます。

③地域医療体制の充実

町内における一次医療体制と近隣市町との広域連携体制を強化し、こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供に取り組めます。

- ◆ **町内における一次医療体制の充実**
町内医療機関の相互連携と医療従事者の確保の取組を継続し、あわせて移住などによる有資格者の積極的な活用も進めます。
- ◆ **医療の広域連携体制の構築**
近隣市町との広域連携協議会を中心に意見調整を行い、中核病院への受け入れ態勢を維持・整備していくとともに、遠隔診療に取り組める診療所を確保していきます。
- ◆ **こども医療費等の支援（再掲）**
高校卒業前までの児童を対象に医療費助成を行い、児童の健全育成を図ります。

第5章 教育・保育事業等の見込み量及び確保の方策

第1節 教育・保育提供区域について

(1) 教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、各地区のこどもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮します。

(3) 当町における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、当町では町域全域を1区域として、教育・保育提供区域を設定します。

第2節 こども数の推計

令和11年度までのこども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、こども数は減少していくものと推計されます。

	実績値	将来推計値					単位：(人)
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	12	12	12	12	11	10	9
1歳	19	19	13	13	13	12	11
2歳	13	13	19	13	13	13	12
3歳	10	10	12	18	12	12	12
4歳	22	22	10	12	18	12	12
5歳	16	16	22	10	12	18	12
0歳～5歳	92	88	78	79	77	68	
6歳	16	18	22	11	13	19	
7歳	25	16	18	22	11	13	
8歳	21	25	16	18	22	11	
9歳	28	22	26	17	19	22	
10歳	25	27	21	24	16	18	
11歳	32	25	27	21	24	16	
6歳～11歳	147	133	130	113	105	99	
0～11歳	239	221	208	192	182	167	

※推計方法：コーホート変比率法

第3節 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 1号認定・2号認定（教育ニーズ）

<事業内容>

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

単位：(人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定（教育ニーズ）	0	0	0	0	0
他市町委託分	0	0	0	0	0
他市町受入分	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 (幼稚園)	0	0	0	0	0
確認をうけない幼稚園	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

<確保方策>

特定教育・保育施設（幼稚園）は定員が70名の園が、町内に1園ありますが、令和5年度以降休園となっています。

近年、3歳児から利用が可能な特定教育・保育施設（幼稚園）の利用を希望する家庭が減少しており、今計画期間においては、量の見込みが0人となっています。

(2) 2号認定＜幼児期の学校教育の利用よりも保育希望が強い児童＞

＜事業内容＞

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	46	42	44	44	38
	44	40	42	42	36
	2	2	2	2	2
	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）					
特定教育・保育施設 (保育所)	82	64	64	64	64
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差 (②-①)	36	22	20	20	26

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (必要利用定員総数)	3	3	3	3	3
	3	3	3	3	3
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
②確保の内容（提供可能量）					
特定教育・保育施設 (保育所)	12	9	9	9	9
特定教育・保育施設 (認定こども園)	0	0	0	0	0
特定地域型保育施設	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
差 (②-①)	9	6	6	6	6

＜確保方策＞

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの64名としています。

町内での量の見込みの最大値である必要利用定員総数44人に対し、受け入れ可能人数は上回っています。

＜確保方策＞

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの9名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数3人に対し、受け入れ可能人数は上回っていません。

(4) 3号認定<1歳>

<事業内容>

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

	単位：(人)						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
①量の見込み (必要利用定員総数)	9	9	9	9	8		
	9	9	9	9	8		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
②確保の内容 (提供可能量)	23	18	18	18	18		
	23	18	18	18	18		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
差 (②-①)	14	9	9	9	10		

<確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの18名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数9人に対し、受け入れ可能人数は上回っていません。

(5) 3号認定<2歳>

<事業内容>

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（保育所、認定こども園）です。

<量の見込みと確保の内容>

	単位：(人)						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
①量の見込み (必要利用定員総数)	17	11	11	11	10		
	17	11	11	11	10		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
②確保の内容 (提供可能量)	23	19	19	19	19		
	23	19	19	19	19		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
	0	0	0	0	0		
差 (②-①)	6	8	8	8	9		

<確保方策>

令和6年度時点で特定教育・保育施設（保育所）は町内に3施設ありますが、私立園1施設について、令和8年度以降の実施が未確定です。このため、令和8年度以降の提供可能量については、町立園のみの19名としています。

量の見込みの最大値である必要利用定員総数17人に対し、受け入れ可能人数は上回っていません。

<3号認定の保育利用率>

	単位：(人)						
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
0～2歳人口	44	38	37	35	32		
0～2歳保育利用者	29	23	23	23	21		
保育利用率 (%)	65. 9	60. 5	62. 2	65. 7	65. 6		

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保方策及び実施時期は以下のとおりとします。

(1) 時間外保育事業

＜事業内容＞

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9	9	9	9	9
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②－①)	△9	△9	△9	△9	△9

単位：(人日)

＜確保方策＞

令和6年度時点での当該事業の実績はありません。

ニーズ調査の結果では若干の需要があるため、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜事業内容＞

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
差 (②－①)	0	0	0	0	0

単位：(人日)

＜確保方策＞

令和6年度時点での当該事業の実績はありません。

事業実施が行える町外の施設と契約を行い、対応していきます。

(3) 地域子育て支援拠点事業

＜事業内容＞

親子が交流するための事業や子育ての参考となる講習会、家庭訪問活動等、育児不安や子育ての相談を受けるなど、子育て中の保護者を支援する事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,355	1,170	1,139	1,078	985
②確保の内容	1,355	1,170	1,139	1,078	985
差 (②－①)	0	0	0	0	0

単位：(人回)

＜確保方策＞

令和6年度時点で子育て支援施設にて当該事業を実施しています。

量の見込みのピークである令和7年度の1,355人回に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(4) 一時預かり事業

＜事業内容＞

幼稚園に園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。
幼稚園に園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の児童が対象で、それ以外のものについては、理由を問わず、一時的に子どもを預けることができます、保育所等で実施しています。

①幼稚園（在園児対象型）の一時預かり

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：(人日)

＜確保方策＞

令和5年度から特定教育・保育施設が休園となっており、当該事業も実施していない状況です。必要に応じて今後の実施を検討します。

②教育・保育施設を利用した（在園児対象型を除く）一時預かり

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	73	76	76	65
②確保の内容	100	100	100	100	100
差 (②-①)	20	27	24	24	35

単位：(人日)

＜確保方策＞

令和6年度時点で特定教育・保育施設にて当該事業を実施しています。
量の見込みのピークである令和7年度の80人日に対し、現在の供給体制で受け入れが可能となっています。

(5) 病児・病後児保育事業

＜事業内容＞

病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	282	250	253	247	218
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	△282	△250	△253	△247	△218

単位：(人日)

＜確保方策＞

ニーズ調査の結果では需要がありますが、令和6年度現在、町内に委託可能な医療機関・施設がないため、実績はありません。

町内で当該事業を実施する医療機関・施設を確保することが難しいため、周辺市町との連携も視野に入れながら受け入れ体制を検討します。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

＜事業内容＞

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
差 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：(人日)

＜確保方策＞

令和6年度現在、事業を実施できておらず、実績はありません。
令和7年度以降、ファミリー・サポート・センター事業を開始できるよう、事業の立ち上げに向けて関係団体等と協力しながら取り組みます。

(7) 利用者支援事業

<事業内容>

こどもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

事業には、「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」の3類型があります。

<量の見込みと確保の内容>

「こども家庭センター型」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	0	1	1	1	1
差 (②-①)	△1	0	0	0	0

単位：(箇所)

<確保方策>

令和6年度現在、役場健康福祉課及び子育て支援施設「こもれび」、「ひだまり」が「こども家庭センター」と同様の役割を担っていますが、「こども家庭センター」設置に向けて、体制の整備を進めます。

また、計画期間中において、既存の子育て支援施設を候補として、地域子育て相談機関及び「基本型」の実施について検討します。

(8) 妊婦健診

<事業内容>

妊婦の健康とおなかの赤ちゃんのすこやかな成長及び安全な出産を応援するため、妊婦健診の費用を助成する事業です。

<量の見込みと確保の内容>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	11	10	9
②確保の内容	12	12	11	10	9
差 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：(人)

<確保方策>

すべての妊婦に対して実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

<事業内容>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援の情報提供をし、子育ての助言を行い、支援が必要な場合は行政につなげる事業です。

<量の見込みと確保の内容>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	11	10	9
②確保の内容	12	12	11	10	9
差 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：(人)

<確保方策>

すべての乳児のいる家庭に対して実施します。

(10) 養育支援訪問事業

<事業内容>

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を支援し、確保するための事業です。

<量の見込みと確保の内容>

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	6	5	5
②確保の内容	6	6	6	5	5
差 (②-①)	0	0	0	0	0

単位：(人)

<確保方策>

必要性が認められるすべての児童・保護者に対して実施します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

<事業内容>

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業です。

<量の見込みと確保の内容>

		単位：(人)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
①量の見込み		68	69	58	55	56		
小学1年生（6歳）		15	19	7	11	16		
小学2年生（7歳）		11	14	17	7	10		
小学3年生（8歳）		14	10	12	15	6		
小学4年生（9歳）		11	13	8	11	12		
小学5年生（10歳）		14	9	11	7	9		
小学6年生（11歳）		3	4	3	4	3		
②確保の内容		70	70	70	70	70		
差（②－①）		2	1	12	15	14		

<確保方策>

令和6年度時点で町内2箇所に当該事業を実施しており、70人受け入れが可能です。
登録者数の見込みに対して定員数が上回っており、現在の供給体制で受け入れが可能となっております。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

<事業内容>

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

		単位：(人日)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

<確保方策>

令和6年度時点で、事業実施は計画していませんが、家事や子育てに対して不安や負担を抱えている家庭については、関係機関と連携し必要に応じて個別に訪問するなどの対応をしながら、実施について検討します。

(13) 児童育成支援拠点事業

<事業内容>

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

		単位：(人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

<確保方策>

令和6年度時点で事業実施は計画していませんが、関係機関と情報共有しながら児童の状況の把握に努め、当該事業の実施について検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

<事業内容>

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

		単位：(人)				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保の内容		0	0	0	0	0
差（②－①）		0	0	0	0	0

<確保方策>

令和6年度時点で事業実施は計画していませんが、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者とその児童の状況について把握しながら、ニーズに応じて実施を検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

<事業内容>

妊婦及びその配偶者等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供や相談、その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

①量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	36	36	33	30	27
	12	12	11	10	9
	3	3	3	3	3
	36	36	33	30	27
②確保の内容					
差 (②-①)	0	0	0	0	0

<確保方策>

健康福祉課にて対応します。引き続き、切れ目のない相談支援体制の確保に努めます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

<事業内容>

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

①量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	-	3	3	3	3
	-	1	1	1	1
	-	1	1	1	1
	-	1	1	1	1
②確保の内容					
差 (②-①)	-	0	0	0	0

<確保方策>

法律に基づく新たな給付制度となる令和8年度からの実施に向けて、国が示す制度設計等に基づいて実施形態や体制を検討します。

(17) 産後ケア事業

<事業内容>

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

①量の見込み	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	5	5	5	5	5
	5	5	5	5	5
	0	0	0	0	0
	5	5	5	5	5
②確保の内容					
差 (②-①)	0	0	0	0	0

<確保方策>

近隣市町の助産所や病院等に委託し、事業を実施していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

<事業内容>

生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき学用品や学校給食費等、就学に要する費用の一部を補助します。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

<事業内容>

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。教育・保育ニーズの把握に努め、必要性が認められる場合には導入を検討します。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外

第5節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

国の基本方針を踏まえ、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を検討する必要があります。現在、川根本町には認定こども園はありません。しかし、ニーズ調査の結果をみるとわずかでずがニーズは存在します。現計画期間においては、認定こども園への移行や園の新設は予定していませんが、今後事業所などの意向や町民のニーズを踏まえ、移行や園の新設を検討していきます。

また、保育園の園児が義務教育学校に訪問し、義務教育学校の児童・生徒が保育園に訪問するなどの機会をつくり、各施設の様子や雰囲気を確認することで、こどもたちが成長へのわくわく感もち、自分の成長を確認できる環境を整備していきます。さらに、保育園の保育士と義務教育学校の先生が、互いに交流や勉強会を行い、それぞれの園児や児童に対する取組を知ること、学校や保育園での活動等や保育園と義務教育学校の接続を円滑に進めるための基礎づくりを活かします。この取組により、こどもたちの学びが成長に応じて、これまでに以上に広がる仕組みを整えていきます。

第6節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、子育てのための施設等利用給付認定制度が新設されました。この制度では、教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業等が給付の対象となります。

この制度の給付については保護者の利用意向を確認し、保護者の利便性や経済的負担の軽減等を勘案しつつ施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組み、給付や手続きの方法について検討します。

第6章 計画の推進

第1節 推進体制

計画策定時の担当課、健康福祉課だけでなく、庁内関係各課と連携しながら、円滑かつ柔軟に計画を推進していきます。また、町内の保育所・幼稚園・学校・地域等との連携を強化することで、町全体で子育てを支援していく体制を整備します。

また、子育てに対する支援だけではなく、子育ての楽しさや喜びについての情報発信・啓発も実施していきます。

第2節 計画の点検・評価

計画の具体的な進行を確認するために子ども・子育て会議を開催し、進捗状況の把握や新たな取組などの検討を行います。また、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立することで、効果的かつ効率的に計画を推進していきます。

さらに、こどもに対しては、学校の協力を得たり、こどもが集まる事業等を活用し、計画の取組状況を情報発信し、その中で計画に対する意見を聞き取ります。また、町の広報誌やホームページへの掲載などを通じて計画の進捗状況を定期的に公表し、住民の声を反映できる体制を整え、計画を推進していきます。

川根本町こども計画

発行日：令和7年3月

編集・発行：川根本町 健康福祉課

〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627

TEL：0547-56-2224（直通） FAX：0547-56-1117